

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会  
( 第 1 日 目 )

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 26 年第 2 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 26 年 2 月 24 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 26 年 3 月 4 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 26 年 3 月 4 日 午後 4 時 43 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員		
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
総務課長	竹俣信行	○	教育長	林伸行	○
総務課主幹	松橋正樹	○	生涯学習課長	伊藤同	○
総務課主幹	齊藤昭一	○	生涯学習課主幹	佐藤美則	○
住民企画課長	鵜田憲治	○	学校給食センター主幹	成田信雄	○
住民企画課参事	石橋吉伸	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
住民企画課主幹	横山智	○	農業委員会事務局長次長	川口昌志	○
住民企画課主幹	伊藤泰広	○	選管局長	竹俣信行	○
保健福祉課長	山田英孝	○	選管次長	松橋正樹	○
保健福祉課主幹	石川篤	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
特養園長	徳田博一	○			
特養主幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田知明	○			
産業振興課主幹	川口昌志	○			
建設課長	江草智行	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
会計管理者	房田敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9番 篠原眞稚子 1番 佐藤 久哉
2			会期の決定	自3月 4日 14日間 至3月 17日
3			諸般の報告	
4			町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明	
5			教育行政方針の説明	
6	同意	1	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
7	議案	7	津別町高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例の制定について	
8	〃	8	津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	9	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	10	津別町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	11	津別21世紀の森基金条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	12	津別町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
1 3	〃	13	津別町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	
1 4	〃	14	津別町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について	
1 5	〃	15	津別町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	
1 6	〃	16	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
1 7	〃	17	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
1 8	〃	18	津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
1 9	〃	19	津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	
2 0	〃	20	津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
2 1	〃	21	津別町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
2 2	〃	22	津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について	
2 3	〃	23	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	
2 4	〃	24	美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	議案	25	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（相生総合交流ターミナル施設）	
26	〃	26	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（堆肥製造施設）	
27	〃	27	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別 21 世紀の森キャンプ場等）	
28	〃	28	財産の取得について（職員住宅）	
29	〃	29	津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	
30	〃	30	平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 10 号）について	
31	〃	31	平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
32	〃	32	平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
33	〃	33	平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
34	〃	34	平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
35	〃	35	平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
36	〃	36	平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 5 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
37	議案	37	平成26年度津別町一般会計予算について	
38	〃	38	平成26年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
39	〃	39	平成26年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
40	〃	40	平成26年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
41	〃	41	平成26年度津別町下水道事業特別会計予算について	
42	〃	42	平成26年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
43	〃	43	平成26年度津別町上水道事業会計予算について	
44	報告	2	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
45	〃	3	例月出納検査の報告について（平成25年度12月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 26 年第 2 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

9 番 篠原 眞稚子 さん 1 番 佐藤 久哉 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

3 番、村田委員長。

○3 番（村田政義君） [登壇] ただいま上程されました会期について議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告をいたします。

2 月の 27 日に議会運営委員会におきまして、本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は同意案 1 件、条例案 16 件、単行議案 7 件、補正予算案 7 件、新年度予算案 7 件、報告 2 件、計 40 件の内容であります。これに要する会期につきましては、当委員会で検討いたしました結果、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、第 2 回定例会の会期につきましては 3 月 4 日から 3 月 17 日までの 14 日間



と決めました。

議員各位におかれましては議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長より報告ありましたように、本定例会の会期は本日から3月17日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月17日までの14日間に決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名はお手元に配付している説明員の出席に関する報告のとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明を行います。町長から町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出

がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。

## 1. はじめに

本日ここに平成26年度予算の審議をいただき、第2回津別町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、平成18年12月に初当選させていただき、今年は2期目最終年を迎えました。この間「第5次津別町総合計画」を行政運営の基本に据えながら、公約の実現に全力を挙げてまいりました。

少子化と高齢化は負の連鎖を呼び、全国津々浦々に至る大変厳しい将来が予測されています。また、経年劣化した道路、橋梁、住宅、上下水道など、社会資本の再整備は喫緊の課題となり、これに伴う財政負担が自治体に重くのしかかっています。

地域経済を維持するためには、できる限り町内での調達が重要ですが、それらは今後、徐々に厳しくなることが想定され、自賄いできない自治体が増加するものと予想されます。

しかし、そうした状況にあっても「総合計画」をはじめとする各種の計画を具現化し、なすべきことをなし、町民の皆様とともに課題解決に一つ一つしっかりと対応してまいり所存であります。

## 2. 公約の推進

中心市街地の活性化につきましては、多目的活動センター「さんさん館」を拠点に、まちづくりセンター運営協議会をはじめ、町の基幹産業にかかわる団体や町おこしグループの協力を得ながら、大通りににぎわいをつくりだし、地場製品のPRと販売に向けた取り組みをさらに推し進めてまいります。特にこの3年間で定着した七夕まつり、産業まつり、クリスマスパーティーなどさまざまな取り組みを通して、引き続き「物産」と「食」に重点を置きながら、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、情報収集と発信を十二分に発揮するため、引き続き町民の皆様と団体や企業

の方々の協力を得ながら「観光」「自然」「産業」「見処・食べ処」「工房及びキラッと光る人物紹介」など、本町の魅力とまちづくりの取り組みを広く発信してまいります。

廃屋対策につきましては、昨年度に創設しました「空き家等の撤去促進のための補助制度」が有効に活用されていることから、公共施設も含めた一層の廃屋対策に取り組み、住環境の整備、景観づくり、防犯対策の向上を推進してまいります。

ご当地グルメの開発につきましては、これまで取り組まれてきました「有機カレー」が、JAつべつから間もなく発売されます。また、北海道でこいランドにおいても「唐辛子入り焼きそば」の商品化が進められており、こうした取り組みがさらに進められるよう女性や若者を含めた多様な人材による自主的な取り組みに対し、必要な支援を行ってまいります。

認定こども園と子育て支援センターの併用施設の建設につきましては、今年度、建設着工を迎えます。運営母体となる社会福祉法人夢つべつと連携しながら、子どもが健やかに成長できるよう教育・保育内容を充実させ、平成27年4月の開園に向け準備を進めてまいります。

観光事業の充実につきましては、NPO法人森のこだまが森林セラピー基地の認定を受けた上里町民の森自然公園において、森林セラピーガイドの実施や津別峠の雲海ツアーを展開しており、引き続き地域資源を生かした事業展開ができるよう支援してまいります。また、農業体験メニューなどを組み入れたグリーン・ツーリズムにつきましても、協議会と連携しながら推進してまいります。

事務事業の民間委託等の推進につきましては、平成24年10月より開成線を北海道北見バス株式会社に経営移譲し、その他の路線はまちバスと改称し混乗スクールバスの運行を開始したところです。特別養護老人ホームいちいの園等の民間移譲につきましては、本年4月より社会福祉法人恵和福祉会に経営移譲することとなりますが、本町の重要な介護事業所であることから、運営に遺漏のないよう連携を図ってまいります。また、残る町道の維持管理業務につきましては、現在、建設業協会との協議を開始したところであり、本年度中に方向性が出せるよう努めてまいります。

住民満足度調査につきましては、既に2回実施する中で、住民から多岐にわたる忌憚のない意見が多く寄せられ、事務事業の参考となるばかりでなく、提言の一部を新

たな施策として取り組むなど、有効な活用が図られていることから、今後も隔年で継続してまいります。

議会のインターネット中継につきましては、議会側のご理解とご判断のもと、議会改革の一環として本年度中における実現をお願いするものです。

### 3. 地域振興

人づくりの推進につきましては、協働のまちづくりを推進する上からも重要な課題であり、まちづくりの基本を成すものであることから、対象経費の緩和を含めた見直しを行う「人づくり・まちづくり活動支援事業」による支援を含め、各般にわたる研修や交流事業などを合わせて、次代を担う人づくりに取り組んでまいります。

花のまちの推進につきましては、花という癒しの彩りの中でまちづくりを進めることは、住民の快適な生活を生み出すことにも有効であり、引き続き、花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会などと連携しながら、樹木を含めた花を生かした景観づくりに取り組んでまいります。

宿泊施設に係る指定管理制度の活用につきましては、昨年度に体験交流施設を町が整備することとし、指定管理者の選定を行いました。また、森の健康館及び山村体験宿泊施設は、一昨年に指定管理の更新を行ったところであり、いずれの施設も本町の観光と地域振興、交流人口の拡大を進める上で不可欠な施設であることから、相互に協力し合い効率的な運営と利用拡大に努めてまいります。

また、グレステンスキー場、21世紀の森キャンプ場、相生総合交流ターミナル施設、堆肥製造施設につきましては、平成25年度をもって指定管理者の指定期間が満了となりますが、引き続き現在の指定管理者を選定し、施設の効率的な運営を進めてまいります。

本町の応援団であります「東京つべつ会」につきましては、会員の高齢化など課題はありますが、新たな会員の拡大と運営内容の充実を役員とともに進めてまいります。

定住対策につきましては、昨年度に「ふるさと定住促進事業」の見直しを行い、これまでの新築及び中古住宅の購入に新たに住宅改修を加えたことから、住み続けるための整備への支援と地域経済の活性化が図られるよう、引き続き制度のPRを行って

まいります。

#### 4. 行政改革と機構改革

平成 22 年 3 月に策定しました「津別町新行政改革大綱推進計画（改訂版）」は、平成 22 年を起点に「総合計画」と同様に平成 31 年までの 10 年間とし、本年度は前期 5 年間のアクションプラン 55 項目を検証し、平成 27 年度以降 5 年間の後期計画の策定を行います。前期計画の検証につきましては、成果と課題を明らかにし、後期計画の策定につきましては、大綱に掲げる 9 つの戦略方針に従い、引き継ぐ課題と到達目標を見定めたものとします。特に「総合計画」に掲げる基本構想の実現と計画事業及びプロジェクトに基づくまちづくりを着実に進めていくための行政組織づくりに重点を置くとともに、地域経済の活性化と持続可能な行政経営を進めるための検討を行ってまいります。

機構改革につきましては、一昨年に第 2 次機構改革をスタートさせ、簡素で効率的な組織を目指し、住民サービスの向上と職員のスキルアップを図ってきたところですが、今後におきましても引き続き検証を行ってまいります。

#### 5. 住民と協働のまちづくり

住民との協働のまちづくりにつきましては、自助、共助、公助を基本としながら自治会、NPO、企業、行政、そして町民の皆様が相互に連携しあい、主体的に協働のまちづくりに取り組んでいけるよう進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、導入 2 年目を迎えますが、地域の事業や経済振興等の担い手として期待するとともに、その活動を地域とともに見守り、必要な支援を行ってまいります。

#### 6. 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、事故死ゼロ 1,500 日（達成日平成 26 年 4 月 28 日）を目標に、交通安全協会をはじめ各関係機関や地域・職域等をとおして交通安全運動を展開しているところです。引き続き「第 9 次津別町交通安全計画」に基づき、交通事故

のない地域社会を目指してまいります。

防犯につきましては、あいさつ、見守り、助け合いなどの人や地域や社会の絆による安全で安心できる住みよい地域社会づくりを、地域住民や関係機関と連携して進めてまいります。

災害対策につきましては、地球の温暖化に関係すると思われる自然災害が年中問わず日本の各地で発生していることから、防災への備えがますます重要な課題となっています。このため、減災を基本方針としながら、関係機関や自治会、自主防災組織などと協力して防災体制を強化してまいります。また、拠点避難所に指定した小中学校の耐震化が終了したことから、こうした拠点避難所を中心に備蓄品などの整備を計画的に進めてまいります。

火山噴火対策につきましては、雌阿寒岳火山防災会議協議会など周辺市町村や関係機関と連携しながら対応してまいります。

## 7. 福祉のまちづくり

だれもが住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送ることができるよう、公的な福祉サービスの充実はもとより、地域社会を基盤とした地域福祉を推進するため、本年度において「地域福祉計画」を策定します。また、社会福祉協議会に対する補助金を拡充し、福祉活動専門員を増員してサロン活動や権利擁護、ボランティア活動など、生活支援サービスの充実に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、ひとり暮らしの高齢者が増加する中、本年度は新たに緊急通報システムの設置を進めるとともに、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実や認知症対策など、介護、予防、医療、住まい、生活支援のサービスを一体的に提供できるよう進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、本年度が最終年となる「第3期障がい福祉計画」に基づき、障がい者が自立した生活ができるよう関係機関と連携しながら計画を推進してまいります。また、本年度において「障がいサービス計画」を策定するため、相談支援事業所の整備を進めてまいります。

子育て支援につきましては、将来を担う子どもの健やかな成長を願い、引き続き中

学生までの医療費の無料化や専門職による育児支援など子育て環境を充実してまいります。また、本年度において「子ども・子育て支援事業計画」の策定を行います。

健康づくりにつきましては、がん検診をはじめとする各種保健事業の提供と健康教室や相談事業により、住民の健康の保持と増進を図ってまいります。予防接種につきましては、新たに水痘、成人用肺炎球菌予防ワクチンの接種費用の助成を行ってまいります。

医療につきましては、永く公的医療機関としての役割を担っていただいている津別病院への支援を継続し、地域医療の安定的な確保に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、安定した財政運営を図るため、一般会計からの繰入金金を拡充するとともに、特定健診と特定保健指導の推進により医療給付費の縮減を図り、保険税収納率の向上など医療費適正化事業に取り組んでまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、引き続き北海道後期高齢者医療広域連合の一員として、適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、今年度において平成 27 年度から始まる「第 6 期介護保険事業計画」の策定を行うことから、要支援者に対する事業の拡充や適正な介護保険料の設定など、関係機関と十分協議を行いながら安定した制度の運営を図ってまいります。また、経営移譲する特養、デイサービス、居宅介護支援事業所の事業者及び新規開設となる小規模多機能型居宅介護事業所の事業者とも連携しながら、適切な介護サービスの提供に努めてまいります。

## 8. 環境に配慮したまちづくり

津別町環境基本計画につきましては、「豊かな自然とともに育むまち・つべつ」を副題に策定され、バイオマスをはじめとした町全般にわたる取り組みが網羅されたことから、各種関連施策の展開の進行を検証しながら、環境に配慮したまちづくりに取り組んでまいります。

一般廃棄物対策につきましては、一般廃棄物最終処分場の延命のため、ごみ減量化と分別回収を推進してまいります。また、一般廃棄物の埋立量に注視しながら、将来を見据えた準備を進めてまいります。また、ごみ処理においては、大空町との連携を引き

続き図るとともに、津別町環境衛生推進協議会等とも資源循環型社会に向けた取り組みを進めてまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、「津別町地球温暖化対策実行計画」により、引き続き役場庁舎及びその関連施設から発生する温室ガス排出量を抑制する取り組みを進めてまいります。

## 9. 産業の振興

農業につきましては、T P P交渉が農産品の関税問題など大詰めの協議に入中、仮に妥結すれば国民生活にさまざまな影響が出ることから、引き続き反対の立場で協議経過を注視してまいります。

また、国は産業政策と地域政策を車の両輪と位置づけ、地域の潜在力を発揮する取り組みを柱とした方針が示され、経営所得安定対策の見直しによる日本型直接支払制度を創設し、農業経営体みずからの経営戦略を強く求めているところです。

本町におきましては、引き続き持続可能な農業の実現と、それを支える人材の確保を図るとともに、国営農地再編整備事業、鹿害対策、小規模土地改良事業、循環型農業の推進、グリーン・ツーリズムなどを積極的に推進してまいります。特に、国営農地再編整備事業につきましては、平成27年度の事業実施に向け、地元協議会等を中心に関係機関への要請と受益者との調整を図ってまいります。

また、地域の資源を活用した農畜産物の加工などの6次産業化への取り組みにつきましても積極的に進めてまいります。

林業につきましては、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている中、本町におきましても森林の整備と保全、地域材の利用拡大、木質バイオマスの利用拡大等の取り組みを進めてまいります。

森林の整備と保全につきましては、昨年、寄附の継続申し出がありました「丸玉産業森づくり基金」を有効に活用し、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築に向けた支援を行ってまいります。

地域材の利用拡大につきましては、昨年より整備を進めています体験交流施設や今年度に建設予定の認定こども園において利活用を図るとともに、東京都港区との協定



木材利用につきましても引き続き推進してまいります。

木質バイオマスの利用拡大につきましては、平成 25 年 3 月に策定しました「森林バイオマス熱電利用構想」に基づき、本年度より具体的な取り組みを進めてまいります。

町有林の管理につきましては、今年度を始期とする「第 13 次森林施業計画」を策定し、森林の持つ公益的機能と持続可能な森林経営の推進を図り、将来の財産形成と地域林産業の活性化を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、緩やかに経済が回復していると言われる中、町内の商工業は依然として厳しい状況に置かれています。このため、住宅建設など公共事業の推進と定住対策事業などにより、地元業者の振興を図っているところです。本年度におきましても、市街地の活性化を積極的に推進するとともに、新たな起業者に対する補助制度や中小企業者の経営安定のための融資や利子補給などの支援を継続してまいります。

観光事業につきましては、観光協会をはじめとする関係団体と連携し、誘客活動やイベント等への支援を行うとともに、昨年製作したゆるキャラ「まる太くん」を積極的に活用した PR 活動を行ってまいります。また、エコと有機農産品を柱とした地場産品の開発を促進し、都市圏との交流を通じて販路の拡大を進めてまいります。

## 10. 社会資本の整備

町道の整備につきましては、平成 21 年度に策定しました「市街地町道整備計画」に基づき、本年度は町道 26 号線及び 75 号線の改良舗装工事を行うとともに、TMR センター建設に対する支援として、町道 160 号線の改良舗装工事を実施してまいります。なお、「市街地町道整備計画」につきましては、計画策定時と状況の変化があることから、今年度において見直しを行ってまいります。

橋梁の整備につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、本年度は町道 204 号線 1 号橋と緑栄橋の改修工事を行うとともに、中線橋ほか 5 橋の補修設計を行ってまいります。

道道北見津別線開成峠の登坂車線の造成、道道津別陸別線の道路改良工事につきましては現在工事が進められており、国道 240 号市街地内の曲線緩和につきましては、

平成 26 年度から 2 年間の予定で交通安全対策工事が行われることとなっています。今後、市街地内国道の歩道整備につきましても引き続き要望してまいります。

一級河川網走川の改修につきましては、漁業者との調整のため工事が中断していますが、計画区間の早期完成に向け引き続き要望してまいります。

公共交通につきましては、平成 24 年 10 月より相生線、上里線をまちバスと改称し、それまでの 3 路線を含めた 5 路線を混乗スクールバスとして運行しています。まちバスは通学生や高齢者の移動手段として重要な役割を果たしていることから、今後とも住民の足の確保に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、これまで、まちなか団地に 38 戸を取得し、今議会において平成 25 年度分として旭町団地に 10 戸を取得することとしています。今年度は旭町団地の 2 期分として、さらに 10 戸を取得するとともに、豊永団地の改修工事を含め引き続き住環境の整備を図ってまいります。

水道事業につきましては、折損事故が多発する共和第 1 幹線配水管の敷設替工事と市街地内に残存する石綿管の更新工事を行うとともに、国道 240 号曲線緩和工事に伴う配水管及び工業用水管の移設工事など水環境の整備を行ってまいります。

下水道事業につきましては、マンホールポンプ所の更新工事のほか、農業集落排水と特定環境公共下水道を統合する 7 号汚水幹線管渠新設工事のほか、国道 240 号曲線緩和工事に伴う管渠の移設工事を行ってまいります。

## 11. 財政運営と各会計の予算規模

国の平成 26 年度予算編成は、「経済再生・デフレ脱却と財政健全化を目指す予算」「社会保障と税の一体改革を実現する最初の予算」として、前年比 3.5%増の 95 兆 8,000 億円となったところです。

地方自治体にとって最大の関心事である地方交付税につきましては、地方税収の増を反映させ、前年度比 2,000 億円減の 16 兆 9,000 億円とされたところですが、国の財政健全化への取り組みにより、地方自治体の財政はさらに厳しさを増すものと推測するところです。

このような中、本町の平成 26 年度予算編成につきましては、緊急性と住民ニーズの

高い事業を見極め、健全財政を念頭に効率的・効果的な予算編成を行ってまいりました。

歳入の中核である地方交付税の算定にあたっては、国の地方財政概要を参考としながら、普通交付税については基礎的財政収支対象経費を十分精査し、再算定を行った上でこれまでの実績を勘案しながら前年度比 0.4%の 25 億 9,000 万円とし、特別交付税については前年度同額の 1 億円、臨時財政対策債につきましても前年度同額の 1 億 7,000 万円として予算計上いたしました。

これにより本年度の一般会計予算の総額は、前年度比 6.2%増の 55 億 500 万円となりましたが、前年度は町営バスの廃止に伴う基金の組み換え分として、4 億 3,600 万円が含まれていたことから、実質的には前年度比 16%の大幅な増となりました。この要因は、主に認定こども園の建設事業関連経費によるものです。

また、特別会計等の増減の主な要因につきましては、国民健康保険事業特別会計は一般被保険者保険給付費の減額、後期高齢者医療事業特別会計は広域連合納付金の増額、介護保険事業特別会計は居宅介護サービス等給付費の増額、下水道事業特別会計は下水道整備費の増額、簡易水道事業特別会計は総務管理費の減額、上水道事業会計につきましては建設改良費の増額によるものです。

地方自治体は、地域経済の活性化、雇用、教育、医療、福祉、防災など数多くの行政課題に取り組まなければなりません。本年度も職員とともに今後厳しくなるであろう地方財政をしっかりと見据え、効果的な行財政運営に一丸となって取り組んでまいります。

以上により編成した平成 26 年度各会計予算は、一般会計 55 億 500 万円（前年度比 6.2%増）、国民健康保険事業特別会計 9 億 820 万円（前年度比 2.2%減）、後期高齢者医療事業特別会計 9,760 万円（前年度比 12.4%増）、介護保険事業特別会計 5 億 1,770 万円（前年度比 10.7%増）、下水道事業特別会計 4 億 8,470 万円（前年度比 15.3%増）、簡易水道事業特別会計 4,210 万円（前年度比 1.2%減）、上水道事業会計 1 億 9,490 万円（前年度比 20.7%増）、合計 77 億 5,020 万円（前年度比 2.0%増）となりました。

## 12. 結び

平成 26 年度は、第 5 次津別町総合計画の前期最終年、いわゆる折り返し点を迎えます。先にも述べましたように、本町の財政は地方交付税が頼みの綱となっており、この動向が町の命運を左右することを常に意識しておかなければなりません。

しかし、一方において地方交付税に過度に頼ることなく地域の資源を見つめ直し、そこから行動を起こす頼もしさを持つことも必要です。藻谷浩介氏とNHK広島取材班による「里山資本主義」が注目されています。その一説にこのような文章があります。「今のご時世、ただ山の木を切っていれば良いという時代ではない。林業に従事する以上、経済に関することも知っていなければいけないし、生態系に関する知識も無ければいけない。さらには、最新のテクノロジーも知る必要がある」。

日本には既にマネー資本主義の傍らに、お金に依存しない里山資本主義というサブシステムを構築し始めている自治体が出現しています。私たちも地域資源を生かす夢と希望を持って津別町の未来に向かっていきましょう。

以上、平成 26 年度町政方針といたします。

続きまして、行政報告並びに提案理由を申し上げます。

本日ここに第 2 回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、1 月臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております 38 件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る 2 月 18 日、津別町消防功労者、中川俊次様のご逝去されました。故人は、消防団員として 32 年の永きにわたり、災害の未然防止にご尽力され、住民の安全確保に多大なご貢献をいただきました。故人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、寄附についてであります。2 月 18 日、江草孝市様より、亡き妻が生前津別町にお世話になったお礼にと、自然運動公園整備に 100 万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、台湾二水郷との友好都市交流についてであります。昨年、二水郷許郷長が

賄賂罪により有罪判決を受けたことから失職し、交流が進展しないままとなっていました。この件につき、去る2月28日、台湾外交部アジア局郭副局長より連絡があり、平成24年10月8日に行った友好都市提携の調印式に同席していた陳二水郷議会事務局長が、本年1月3日から郷長代理に就任したことから、今後の交流について確認したところ、協定は津別町と二水郷の間で友好の証しとして結んだものであり、双方の首長がどのように代わろうとも友好関係に変わりはないとの意向が示されたとのことであります。12月に郷長選挙が改めて実施されるようですが、今後、台北駐日経済文化代表処札幌分処とも情報交換を進めながら対応してまいります。

次に、文化放送ラジオ番組の出演についてであります。1月29日、東京浜松町にある文化放送スタジオで丸玉産業株式会社エコ担当の松本洋氏とともに「久保純子のどんぐりラジオ」の番組録音を行いました。これは、経済産業省が地球温暖化防止の一環として創設した「どんぐりポイント制度」をPRする番組であり、これに丸玉産業株式会社が協賛したことからゲストとして出演したものです。地球に優しい環境づくりの取り組みを行っている津別町のPRにつながったものと思います。なお、この番組は2月14日に文化放送及びネットワーク局であるSTVラジオで放送されました。

次に、町民参加による情報発信についてであります。2月1日、多目的活動センター一帯において開催された第3回アイスクャンドル点灯まつりにおいて、「恋するフォーチュンクッキー北海道津別町バージョン」のラストシーンの撮影が行われ、この日の参加者を含めて延べ39団体700名、全町民の13%が参加して完成したところです。その後、AKB48公式チャンネルへの登録を目指し、運営事務局に申請したところ、この度、正式に公式認定の通知をいただき、近々のうちに動画配信サイト「ユーチューブ」で、津別町民の元気と笑顔が配信される予定です。ご協力いただきました多くの町民の皆様へ感謝を申し上げます。なお、ここで、この件に関し追加の報告をさせていただきます。AKB48事務局より連絡がありまして、動画の配信につきましては本日正午からということになりましたので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

次に、北海道産業貢献賞の受賞についてであります。本年度の北海道産業功労者として津別町字最上 山田照夫様が、2月6日、札幌市において北海道知事から表彰

状を授与されました。永年にわたり有機農業に取り組み、日本初の有機 J A S 認証の牛乳生産を実現し、北海道農業の振興に多大な貢献をされた功績が認められたものであり、改めて深く敬意を表しますとともに、今後、さらなるご活躍を期待するものがあります。

次に、みなと森と水サミット 2014 についてであります。2月6日、東京港区エコプラザにおいて、港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結している 45 の自治体が参加するサミットに出席いたしました。いずれの首長もこの制度を通して、二酸化炭素の削減と国産材の利用拡大を願っており、「みなとモデル」といわれるこの制度が、さらに広がっていくよう活発な議論が交わされたところです。

次に、筑波大学に対するまちづくり協力要請についてであります。2月7日、筑波大学体育系長中川昭教授に面会し、長く続いているラグビー合宿を契機に、筑波大学が持つ様々な専門性を津別町のまちづくりに活用させていただくよう要請したところです。具体的には、町民の健康増進に関すること、津別高校の振興対策に関すること、木質バイオマスの利活用に関することなどを想定していますが、今後、実現に向けた協議を行ってまいります。

次に、青年交流フェスティバルについてであります。「若者の交流、情報交換の場」づくりを目的に、青年活動プロジェクト「<sup>ア</sup>n d」が組織され、2月8日、中央公民館において「青年交流フェスティバル」が開催されました。メンバーがみずから企画し、各職場にポスターを配布するとともに電話により参加者を募ったところ、町内で働く男性 51 名、女性 27 名、事務局 17 名のほか、つべつべ G R O W 7 名もスタッフとして加わり、総勢 100 名を超える若者たちが一堂に会しました。会場では、お祝いビデオメッセージの披露、自己紹介、津別に関するクイズ、じゃがいもビンゴなどで親睦を深めていました。今後、このような行事を通して活動が活発化し、青年層の連帯感が高まることを期待するものです。

次に、オホーツク町村会定期総会についてであります。2月12日、網走市で開催され、決算・予算審議のほか、オホーツク町村会役員等の補選と北海道町村会各種協議会役員任期満了に伴う推薦が行われ、津別町長は北海道自然公園協会役員となりました。また、平成 15 年に B S E 対策施設として旧上湧別町に建設されたオホーツク

地域化製場が老朽化したため、平成 24 年 7 月に運営主体である北見 J A 連より、管内市町村に対し建設費の支援要請が出されていたところですが、この度、補助の道が開けてきたことから、市町村の負担はなくなる方向であることが報告されました。

次に、国営農地再編整備事業についてであります。2 月 28 日、当該事業の推進に係る期成会の役員会を開催し、平成 27 年度実施地区の認定に向けて期成会の再編を行うとともに、受益者（農業者）で構成する事業推進協議会が新たに設置されました。今後、期成会と推進協議会において、確実な事業実施に向けた関係機関への要請活動をより強力に進めていくとともに、受益者間の調整を図っていくこととしたところであります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。3 月 1 日現在、一般土木工事関係については 30 件、2 億 2,524 万 9,000 円、一般建築工事関係については 39 件、4 億 1,800 万 9,000 円、上・下水道工事関係については 16 件、4,561 万 2,000 円、設計等委託業務関係については 25 件、9,117 万 1,000 円となっており、平成 25 年度は総額 7 億 8,004 万 1,000 円で、すべての発注を終了したところであります。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由をご説明申し上げます。

同意第 1 号「オホーツク町村公平委員会委員の選任について」は、現委員の奥谷公敏氏が平成 26 年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、再任について議会の同意を求めるものであります。

議案第 7 号「津別町高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例の制定について」は、ひとり暮らしの高齢者等の増加に伴い、火災や急病、事故等の緊急事態が発生したとき、迅速かつ正確な救援体制がとれるよう、消防に通報できる緊急通報システム事業を実施するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 8 号「津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、現条例に表記誤りがありましたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 9 号「津別町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、現条例に表記誤り等が散見されていたことから、改めて税条例の準則と比較し、字句の誤りを正すとともに、町道民税第 4 期の納期限の変更について、一括して条例の一部を改正し

ようとするものであります。

議案第 10 号「津別町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、被保険者の納付の利便性を高めることを目的として、普通徴収の納期を 7 期から 9 期に変更するため、国民健康保険税条例及び後期高齢者医療に関する条例、介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 11 号「津別 21 世紀の森基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、先に公布しました津別 21 世紀の森基金条例の施行日に変更が必要なことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 12 号「津別町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について」は、奨学審査委員会の定数及び委員構成の見直しを行ったことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 13 号「津別町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方分権改革に係る第 3 次一括法により、社会教育委員の委嘱基準が法律から市町村条例に委任されるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 14 号「津別町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について」は、消費税率引き上げに伴う介護報酬の改正にあわせ、生活援助員派遣事業の手数料の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 15 号「津別町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定について」は、介護保険法の条文の変更と運営協議会の設置等を条例に規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 16 号「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、町税等を滞納していないことを入居者の資格要件に追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 17 号「津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、町税等を滞納していないことを入居者の資格要件に追加するとともに、公募の例外について条文を整理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 18 号「津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 19 号「津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第



20号「津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第21号「津別町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等に基づく消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第22号「津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について」は、奨励金の対象を拡大するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第23号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」は、組合を組織する団体の一部が解散脱退することから、規約の変更が必要となり、地方自治法第286条第1項の規定により変更協議を行い、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第24号「美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について」は、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、障害程度区分が障害支援区分に改まることから、規約の名称等を変更しようとするものであります。

議案第25号「津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（相生総合交流ターミナル施設）」、議案第26号「津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（堆肥製造施設）」、議案第27号「津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別21世紀の森キャンプ場等）」は、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条により、公募によらない指定管理者の候補者の選定とし、今年度までの実績により今後とも設置目的の達成及び事業効果が期待できることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第28号「財産の取得について」は、幸町職員住宅買取事業に関する協定に基づき、今年度完成した職員住宅を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号「津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」は、平成22年第7回定例会において議決をいただきました本計画について、体験交流施設整備等

の事業の追加や事業費の変更、さらに町営バスからまちバスへの転換に係る変更等について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

議案第30号「平成25年度津別町一般会計補正予算（第10号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,081万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億6,227万1,000円とするものであります。

歳出では、公共施設等整備基金及び地域振興基金積立金、体験交流施設整備事業、農山漁村活性化対策整備事業、道路除排雪経費の追加及びこれまでに確定しました経常経費・投資的経費等の精査を行い、歳入では国・道支出金、町債の追加を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

このほか、地方債補正として追加7件と変更2件を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第31号「平成25年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,148万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億3,419万5,000円とするものであります。

歳出では、主に医療費実績による保険給付費の減であり、歳入では、支出の実績に伴う療養給付費等負担金及び国保基金の減を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議案第32号「平成25年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,396万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,214万2,000円とするものであります。

歳出では、事業実績による保険給付費の減と地域支援事業費の減であり、歳入では、歳出の実績に伴う国庫支出金及び支払基金交付金の減を主なものとして歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議案第33号「平成25年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億815万4,000円とするものであります。

歳出では、特養、デイサービス等の物件費等の額の確定と今後の支出見込みを主な

ものとし、歳入では、一般会計繰入金の追加により歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議案第 34 号「平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 867 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4 億 3,867 万 7,000 円とするものであります。

歳出では、事業完了による特定環境下水道費、個別排水費、集落排水費、公債費の減であり、歳入では歳出に関連した国庫支出金、繰入金、町債等の減を主なものとし、そのほか、地方債について 2 件の変更を行い歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議案第 35 号「平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,303 万 9,000 円とするものであります。

歳出では、事業費と経常経費の精査により総務管理費を減額し、歳入では一般会計繰入金の減額を行い、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議案第 36 号「平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 5 号）について」は、収益的収入及び支出の支出において、事業精査等により営業費用、営業外費用、附帯事業費用で 173 万 7,000 円を追加し、収益的支出の総額を 1 億 2,276 万 5,000 円とするものであります。

資本的収入及び支出の収入においては、事業確定による工事負担金 10 万 5,000 円を減額し、資本的収入の総額を 456 万 8,000 円とするものであります。支出においては事業精査により建設改良費 75 万 7,000 円を減額し、資本的支出の総額を 5,124 万円とするものであります。

また、議会の議決を経なければ流用できない経費の変更を行い、予算の補正をお願いするものであります。

議案第 37 号「平成 26 年度津別町一般会計予算について」、議案第 38 号「平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第 39 号「平成 26 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、議案第 40 号「平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計予算について」、議案第 41 号「平成 26 年度津別町下水道事業特別会計

予算について」、議案第 42 号「平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について」、議案第 43 号「平成 26 年度津別町上水道事業会計予算について」の 7 件につきましては、先の平成 26 年度町政方針においてご説明申し上げましたので、よろしくお願いたしたく存じます。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、「行政報告並びに提案理由」の説明にかえる次第であります。

よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎教育行政方針の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、教育行政方針の説明を行います。

教育長から教育行政方針の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（林 伸行君） [登壇]

#### 1. はじめに

平成 26 年第 2 回津別町議会定例会の開催にあたり、平成 26 年度教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

今日、社会全体が急速な変化を遂げる中で、町民が心豊かで充実した生活を送るためには、生涯にわたってみずから学習に取り組み、自己を高めていく生涯学習は優先

課題であります。

人生、一生学びであるとの言葉に象徴されるように、学習活動はすべての教育の出発点である家庭での学習、学びの中核である小・中学校、高等学校での学習、豊かな人間性や社会性を涵養する地域社会での学習など、日常生活のあらゆる領域、あらゆる時間に行われていますが、これらの活動について、人生の各時期に多様な学習機会を提供できるよう教育環境の整備に努めてまいります。あわせて、教育活動は信頼関係の構築が基本であることから、引き続き、子どもはもとより教育関係者間の「信頼」と「連携」をキーワードに教育行政を進めます。

## 2. 学校教育

学校教育では、基礎的・基本的な知識・技能に基づく確かな学力や望ましい生活習慣の定着、たくましく生きるために必要な体力、他人を思いやり協調していくことができる豊かな心、社会環境の変化に対応できる「生きる力」を育む教育を目指します。特に、子どもたちが将来、自分で道を切り開いていける太くて丈夫な根、生きる土台となるしっかりした「根」を育てる教育に取り組みます。

また、教育の営みは、学校・家庭・地域社会がそれぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要です。昨年度、町内の数箇所の事業所に学校教育の支援事業所になっていただきましたが、今年度はさらに拡大に努めます。引き続き、教育活動を展開するにあたっては、人、もの、環境などの地域資源の活用・連携に努めるとともに、保護者や地域住民の参画を得た教育活動の展開や授業公開など、開かれた学校づくりを推進します。

確かな学力の向上につきましては、道教委の施策を踏まえ、学力向上に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、9歳の壁を乗り越えられるかどうか、その後の勉強に対する姿勢や積極性等に大きく影響すると言われていたことから、この時期のつまずきを解消し、わかる喜び、楽しい学校につながる対策を講じます。

また、長時間テレビやゲームに興じる時間が長く、逆に、家庭学習の時間が少ないことは、各学校共通の課題です。保護者の協力を得て家庭学習の充実を図るとともに、生活習慣の改善に努めます。

体力の向上につきましては、道内の小・中学生の体力がともに全国と比べて低く、本町の子ども体力低下も課題です。体力はあらゆる活動の源であり、家庭の協力や社会教育事業との連携などにより、体を動かす機会や環境の充実に取り組みます。

あいさつの励行につきましては、これまでも各学校で自主的に取り組んでいますが、さらに小中学生のあいさつの定着を目指します。あいさつは基本的な礼儀、コミュニケーションの入り口になるもので、よい人間関係を築くためには大切です。登下校ですれ違う際の大人とのあいさつは勇気がいりますが、子どもたちが自然に、気持ちのあらわれとして実践できるよう家庭や地域のご協力をお願いします。

特別支援教育の推進につきましては、コーディネーター及び支援員の配置をはじめ、育ちの手帳の活用や連携協議会の機能充実を図ります。また、異校種間や関係機関等との連携による発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図り、個別支援計画に基づく児童・生徒一人一人のニーズに応じたきめ細やかな学習支援に取り組みます。

少人数学級につきましては、中学校の2、3年生において実施することとし、生徒の個性や能力に応じた指導による基礎・基本の確実な定着と、たくましく豊かな心を育てる教育の推進に努めます。

木育授業につきましては、町内各小学校の交流授業として3年生、5年生及び中学校1年生で実施します。同じく、隔年実施のロケット教室は、町内各小学校5、6年生を対象に交流授業として実施します。これらの授業を通じて夢、感動、さらには豊かな心が育まれていくことを願い、特色ある授業として実施してまいります。

夢授業につきましては、夢を持つこと、失敗や挫折を乗り越えて努力を続けるなど、夢に向き合う基盤づくりとして、文化・スポーツなど各界で活躍する方々の講演会等を実施します。

いじめ問題につきましては、子どもたちの変化の観察や相談活動などを徹底し、学校・家庭・地域と連携して早期発見・早期解消、さらに、その根絶に向けて取り組みます。不登校につきましては、幸い本町は深刻な状況にはありませんが、引き続き、不登校を生まない環境づくりに努めます。

学校給食につきましては、地元食材を多く用いるなど、魅力あるおいしい給食の提供に努めます。なお、アレルギー除去食は引き続き実施し、児童・生徒にとって安全

で楽しい給食の提供に努めます。

食育につきましては、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、また、地元産物の理解や食物の生産にかかわる人々への感謝など、食に関する理解を深める取り組みとあわせて「早寝・早起き・朝ごはん」の定着化を目指します。

安全・安心な学校づくりにつきましては、交通安全教室や防災訓練の体験活動等を通じて児童・生徒みずから身を守る能力を育成するとともに、スクールガードリーダーや地域の協力を得て、より安全・安心な教育環境づくりを進めます。

学校施設につきましては、本町の学校の耐震化率は、昨年度をもって100%となりました。今後は、非構造部材耐震点検調査の実施を行い、学校施設の適正な維持管理に努めてまいります。

学校の統合につきましては、本年4月から活汲中学校が津別町中学校と統合しますが、さらに活汲小学校及び本岐小学校が平成27年4月から津別小学校と統合することになる2月、両地域の保護者、地域の皆様のご理解をいただきました。統合に向けて保護者や地域から出された課題等は、意向に沿えるよう努力します。

北海道津別高等学校につきましては、昨年の入学状況から学校存続の危機に立たされていましたが、生徒や保護者、中高のPTAや教職員、さらには振興対策協議会や議会のご理解、ご協力により26年度の入学及び学校存続に一定のめどがつけました。引き続き、地元高校の安定経営に向けた新たな魅力づくりの提案など、高等学校振興対策協議会と連携して取り組んでまいります。

### 3. 社会教育

社会教育は、生涯学習活動の中核をなすものであり、施策の推進にあたっては体系的に取り組む必要があることから、各種計画に基づき社会の状況の変化にあわせて学習機会の提供及び学習環境の基盤整備などを進めています。引き続き、幼児期から高齢期まで生涯を通じて学習活動に取り組むことができる総合的な学習環境づくりや人材育成など、地域の教育力の向上に努めます。

少年教育につきましては、アソビバ！つべつの事業拡充による通学合宿、学習サポ

ート事業のほか、体力向上にもつながる自然体験教室の新たなメニューづくりや土曜日の教育支援事業など、身近な教育資源を活用して、学校や家庭では得難い体験学習の場を提供します。また、児童館活動では、教育相談や学習サポートを兼ねた学識経験者を配置して、時代のニーズに沿った取り組みを推進します。

青年教育につきましては、異業種の青年が交流や自主的な活動を目的とする青年活動プロジェクトの「a n d」が昨年立ち上がりました。今後、若者の活発な交流により町を元気にしようとする新たな組織に期待するとともに、活動をしっかり支えてまいります。

成人教育につきましては、対象者が幅広い年代層であり、また、子育てや職業人として家庭や職場などで中心的な役割を担っていることなどから、日常生活の一助となる社会教育講座の開設や健康づくり教室など、成人期のニーズに沿った学習活動を支援します。

高齢者教育につきましては、寿大学の講座などにおいて笑いや健康、生きがい、仲間づくりなど高齢期を元気に過ごせることにつながる魅力ある学習プログラムの提供や、高齢者が有する豊かな人生経験・能力を地域社会で発揮いただけるよう機会の確保に努めます。

図書活動につきましては、学校と連携した図書活動の実践や道立図書館の検索システムの活用などにより、地域に親しまれる図書活動を目指します。また、ボランティアグループの協力をいただいて、ブックスタート事業、読み聞かせ、読書感想文コンクールなどを継続し、子どもたちによい本と出会い、本に親しみ、本の楽しさを知ってもらう活動に力を注いでまいります。

文化活動につきましては、演劇や音楽鑑賞など優れた芸術や文化に触れ、体験できる機会の提供に努めるとともに、文化協会や傘下会員活動をはじめ、町民芸術劇場、郷土芸能山鳴太鼓保存会などの活動を後押しできる環境づくりに取り組みます。

文化財の保護につきましては、関係法に基づく町内遺跡発掘調査事業は昨年度で終了しましたが、引き続き道教委に登録されている埋蔵文化財のチャシ跡ほか、遺物包蔵地 60 カ所の保護に努めます。

スポーツの振興につきましては、スポーツが健康の維持や体力の向上、人と人との



コミュニケーションを豊かにするなど、青少年の健全育成や地域の活性化に大きな役割を果たしていることから、各種スポーツ団体・個人の協力を得て、スポーツ活動の充実や機会の提供、指導者養成などに取り組みます。

総合型地域スポーツクラブにつきましては、町民有志が中心となって新年度に誰もがいつでも、どこでもスポーツやレクリエーション等を楽しむことを目的とした「かるっちゃつべつ」が立ち上がることから、これまで行政のみで提供していたスポーツや運動指導などは、今後クラブと連携して推進できることとなりました。

健康づくり・体力づくりにつきましては、健康は第一の富であるといわれるとおり、町民の方々の健康や体力づくりへの関心と意欲が年々高まっています。こうしたことから、スポーツ推進委員等の協力を得て、少年期のスポーツ教室や体力測定に加え、子どもの体力向上を目的に指導者養成も含めた事業として体力向上プログラムを推進します。また、親子スポーツ教室、成人の体力づくり教室や水中運動教室、高齢者を対象としたシルバースポーツ教室や転倒予防教室などの実践により、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

スポーツ合宿につきましては、今年度、体験交流施設ができることから、新たなチームの誘致にも力を入れ、スポーツの振興や経済効果、町の知名度の高まりにつなげてまいります。また、合宿来町チーム主催によるスポーツ教室は、町民の技術の向上や交流の場ともなっていることから継続するとともに、今後も関係団体と連携し協力を得ながら、スポーツ合宿の誘致と定着化を図ってまいります。

社会教育施設の管理につきましては、多目的運動公園パークゴルフ場及びサッカー・ラグビー場の芝の管理を昨年度同様、専門業者の技術指導を受け、良質な芝を維持できるよう整備してまいります。

#### 4. 結び

以上、平成26年度の教育行政の基本的な方針と施策の概要について申し上げました。教育は普遍性を持ちつつも、時代の要請にも応えていかなければならない難しさがありますが、本町の教育のさらなる充実に向け努力してまいりますので、引き続き、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 以上で、教育行政方針の説明を終わります。

◎同意第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） ただいま上程となりました同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任につきましてご説明申し上げます。

現公平委員会委員奥谷公敏氏は、平成26年3月31日をもって任期満了となるため、公平委員会規約第3条第1項の規定により後任の選任をいただきたく議会の同意を求めるものであります。

候補者としましては、引き続き紋別郡湧別町曙町\*\*\*\*、昭和24年\*\*\*\*生まれの奥谷公敏氏、64歳をお願いするものであります。奥谷氏は旧湧別町町長を経て、平成22年4月より現職にあります。

なお、任期は平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間であります。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第7号 津別町高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第7号 津別町高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例の制定について内容の説明をさせていただきます。

制定しようとしています条例は、先の提案理由でも説明したとおり、ひとり暮らしの高齢者等の増加に伴い、火災や急病、事故等の緊急事態が発生したときに迅速かつ正確な救援体制がとれるよう、消防への通報が可能となる緊急通報システム事業を実施するため条例を制定しようとするものであります。

まず機器について説明申し上げます。説明資料、別冊の説明資料の6ページ、7ページをお開きください。6ページの上のほうに緊急通報装置ということを書いてございます。75歳以上のひとり暮らしの高齢者または、ひとり暮らしの重度心身障がい者の方にお貸しする緊急通報装置で、次の機能を有していますということで、1番目として非常時に通報するワンタッチボタン付き「緊急通報装置」、これは7ページの一番上の緊急通報装置本体（S L—10号）ということになります。ここの非常ボタンを押して通報するだとか、あと誤った場合は通報を止めるボタンがあって、この通報するボタンを押せば消防とつながるといふことで、相互の会話はできるような形になっております。

6ページの2番目の携帯型通報装置の「ペンダント」と書いていますが、ここにはちょっと図はありませんけども、これはS L—10号ボックスということで一緒に付随しているものです。これは首にかけて、この緊急通報本体から50メートル以内だとボタンを押せばつながるといふような形になります。

6 ページの3 番目の受話器を持たなくても会話できる「ハンドフリーボックス」というのが7 ページに書いてありますハンドフリーボックスです。これは、寝室等に据え置いて、病院でいえばベッドにあるナースコールみたいな形でボタンを押せば本体のほうにいて、本体から消防のほうに連絡がいくという形になります。

6 ページの④につきましては、火災時の煙を感知して自動的に通報する煙センサー、これは7 ページの下になりますが、これは煙を自動的に感知して消防署に自動通報するというような形になります。

⑤の一定時間内にセンサーの前を通らないときに自動的に通報される「リズムセンサー」、これは8 ページをお開き下さい。8 ページは主に常時出入りする場所、例えばトイレ等の出入り口付近に設置すると、これを一定時間内、基本的には24 時間にしておりますが、この前を通らないと何かあったということで緊急的に消防署に通報されるというような形になります。この5 点セットになりますか、これを町が購入して貸与するというような形でやっていこうというものでございます。

それでは、6 ページの図を見ていただきたいのですが、まず①通報ということで、非常ボタンやペンダント、ハンドフリーボックスを押して通報するだとか、もう一つは煙センサー、リズムセンサーは自動通報ということで基本的に美幌の広域組合の通信室に指令が入るということです。通信室にはセンター装置というのを設置しまして、そちらのほうで対応するのですが、センター装置につきましては1 台 350 万円ほどかかるということで、美幌町が同じシステムを使っております、平成13 年より。ですから、美幌町と同じような形で美幌町のシステムを今年度は利用させていただくと。美幌町に聞きますと、来年度はセンター装置の更新時期になりますので、そのときには津別町も応分の負担をして、そのセンター機器を使わせてもらうという形をとっていききたい、それぞれ町ごとにセンター機器を置くという手間を省くといえますか、やはり消防のほうも、そちらのほうがりやすいということもありますので、そういう形になります。

そして、消防のほうに行きます。そうしますと②確認電話というのがあります。これは電話内容によって消防車とか救急車を出動させるということで、通話ができますからボタンを押したら、それに対して応答、やり取りすると。その場合によっては、

やはり応答がない場合、協力員に安否の確認をお願いします。もう一つは、状況によってはすぐ消防車なり救急車が出なければならないというような判断を消防がするというような形になります。

もう一つは③協力員に連絡とありますが、リズムセンサーの場合、この場合については、まず協力員に連絡がいくというような形になります。といいますのは、そのやはりリズムセンサーの場合は誤報がかなり多いということで、まず行って状況を確認してもらおうと。例えば、リズムセンサーの場合は外出するときは事前にスイッチを切るなりしていかないと、そのまま24時間旅行だとかに行っていた場合、通報がいつてしまいますので、そういうこともあって協力員に連絡がいくと。そして協力員はその状態をまた消防に連絡していただいて、その状況に応じて出動するというような形になっていきます。

8ページも同じような非常通報の流れということが書いてございます。これを取り付けるにあたっては、協力者を2名お願いしたいというふうに考えています。やはり緊急通報システムの場合、消防が必ず出なきゃならない場合といただきますか、そういう部分もありますけども、確認をとる部分で協力者にお願いしたい。また、やはり協力者にお願いするとうことは、やっぱり地域とのかかわりも必要だと考えておりますので、例えば、できるならば近所の方、隣だとかそういう方をお願いできればなというふうに考えておりますし、また、それがお互い隣同士ひとり暮らしでしたら、お互いにそういう役割を果たすだとか、やはり地域の力を利用していきたいというふうに考えています。緊急通報システムは、ひとり暮らしの高齢者の目が足りない、人の目が足りないところをフォローする一つのツールでありますので、これがすべて安全を確保できるというふうには考えておりませんので、やはり地域の見守り、助け合いが一つの基本かなというふうに考えております。今計画しております地域福祉計画の中で行政だとか、社会福祉協議会だとか、自治会のかかわり等も見守り関係については検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

それでは条例について説明いたしますので、説明資料の1ページをお開きください。第1条につきましては、目的を記載してございます。説明の欄をご覧いただきたいのですが、ひとり暮らしの高齢者等の増加に伴い、火災や急病、事故等の緊急事態が発

生したときに迅速かつ正確な救援体制がとれるよう、消防への通報が可能となる緊急通報システム事業を実施することにより、高齢者等の生活不安の解消、生命の安全を確保することを目的とするということで、第2条につきましては、実施主体を記載してございます。津別町が実施するということ。

第3条につきましては、用語の定義を記載してございます。貸与する機器により緊急事態が発生すると自動的、または簡易な操作で広域事務組合に通報されるということ。そして第3条の2項では、この条例において高齢者の定義を表しておりまして、高齢者とは65歳以上の者ということでございます。

第4条につきましては、緊急通報システムの利用要件を記載してございます。町内に住所を有し居宅において日常生活を営んでいる者ということで、介護施設だとか福祉寮だとかケアハウスに入居される方は対象としていないということでございます。2号といたしまして居宅に固定電話回線を敷設しているものということで、基本的にこの機械につきましては、NTTさんの機械でございますので、NTTのアナログ回線でなければ使用できないということになってございます。

第5条については通報機器の貸与、貸与できる方の要件を定めております。2ページをお開きください。1号といたしまして75歳以上のひとり暮らしの高齢者ということで、これは介護状態にあるだとか、健康な方とは区別はしないで75歳以上のひとり暮らし、俗に言う後期高齢者の方を対象とするということです。第2号につきましては、寝たきりの状態又はこれに準ずると認められる状態にある高齢者で、高齢者のみの世帯ということで、これは規則において寝たきりの状態というのは、介護保険法に基づく要介護認定区分が4又は5の方、もしくは、あと寝たきり介護手当支給要綱により介護手当を受給している方という方を指しております。あくまでもこれは老々介護の世帯という意味合いでとっていただければと思います。3号につきましては、ひとり暮らしの重度の身体障がい者であって、緊急時に機敏に行動することが困難であると認められる者。4号といたしまして、ひとり暮らしの障がい者のうち療育手帳の交付を受けた方で障がい程度がAの者。第5号としては、町長は特に必要と定めた者ということであります。

第6条は、貸与の申請について記載しております。第7条につきましては、一般利

用者の届け出ということで、申請から変更があった場合は届け出をしなければならないと。

第8条は承認の取り消しについて記載してございます。第9条につきましては、負担額ということで、通報機器の貸与を受ける際、その設置に要する費用の一部として別表に掲げる当該一般利用者の属する世帯の階層区分に応じ、それぞれの同表に定める額を負担しなければならないということになってございます。これは後でまた説明いたします。

第10条で緊急通報システム事業の特例利用というのを記載しております。これは、第5条の区分に該当しない方で、みずから所有する、その機器を自分で買って持っているという場合です、同じ機器をです。その方について、例えば消防とつながりたいという場合はつなぐことを認めることができる規定になっています。

第11条につきましては、特例利用の同じような…、11条は利用者の届け出関係、12条は同じように承認の取り消し関係をうたってございます。

第13条は、通報機器の管理等ということで、機器の管理の仕方、これらについて記載しております。第14条につきましては、通報機器の点検及び報告、15条につきましては質問及び調査ということで、16条につきましては委任について記載しております。

それで先ほどの第9条の負担額につきましては、この別表に記載しておりますが、生活保護世帯等につきましてはゼロ円ということで、非課税世帯につきましては1万1,000円を負担していただきたいと。課税世帯につきましては3万3,000円を負担していただきたいというふうに考えております。この負担額の設定につきましては、機器の取り付け費用が3万3,480円かかりますので、その1,000円未満の端数を切り捨てた額を課税世帯の負担額3万3,000円として、非課税世帯につきましては、おおむねその3分の1、1万1,000円を負担していただくというような考え方でございます。

ちなみに、例えば利用条件の75歳以上の独居につきましては、おおむね今300世帯。身体障がい者手帳の1級、2級を所持されている方につきましては、155人、療育手帳Aの所持者につきましては在宅の方は14名、要介護4、5を持って在宅で暮らしている方については10人、寝たきり介護手当を支給している方は5人というような形になっております。

議案につきましては、今説明いたしました条文のとおりでございますので、原案にご協賛いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 53 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

補足説明がありますので、これを許します。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） すみません。先ほどの説明に漏れがありました、申し訳ございません。

この条例の附則といたしまして、26 年 4 月 1 日から施行するというところでございます。

なお、業者とも話しているのですが、今年、新年度予算では当初 30 台計上しております。これにつきまして町で一括購入して利用者に貸与する形なのですが、おおむね機械が発注してから 2 カ月ぐらにかかるということですので、実質は 6 月以降の設置になっていくのかなというふうに考えております。

あと、参考までに美幌町の緊急通報の統計をとっておりますので、その状況をお伝えいたします。平成 24 年につきましては非常ボタンの受理件数が 275 件、そのうち出動したのが 32 件、あと協力員が対応したのが 2 件ということで、誤報が 159 件、あとは問い合わせ試験等で 82 件というような形。煙センサーにつきましては、受理件数が 63 件、そのうち出動したのが 6 件、協力員が対応したのが 1 件、誤報につきましては 32 件、問い合わせ試験で 24 件。リズムセンサーにつきましては、223 件受理、出動は 3 件、協力員が対応したのが 13 件、誤報については 168 件、そして試験問い合わせが 39 件というような形になっています。

なお、参考までに美幌町につきましては 230 台設置されているということでござい



ます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） それでは質疑を許します。

2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今回のこの条例に関して提案されているわけですが、この件につきましては、先ほど町長の提案理由の中でも高齢化社会の中での要望に応えるということで、こういう条例をつくって緊急通報を措置するというので、その目的については十分理解しているところであります。

それで、ちょっと2、3まずこの件に関して質問させていただきますけど、まず、この緊急通報を設置をするにあたりまして、町が条例をつくって高齢者に希望をとって設置をさせるということですから、この件について今日条例を制定する前にいろいろと町として事前協議なり検討して重ねた結果こういうふうな提案をしていると思いますけど、そこで聞きたいわけですが、これはおおよそ話を聞くと行政だけで対応できるようなことではないのです。やはり地域だとか自治会、それから民生委員だとか社会福祉協議会だとか、そういう所のいろいろな関連する団体との関係の中での協議を重ねて私はきたと思いますけど、そういう中で、事前にそういうことを十分検討した協議をした経過の中で提案されているのか、まず1点お聞きしたいと思います。

それから、このシステムの導入にあたっては、先ほど対象者、寝たきりも含めて約500人ぐらいの対象者を石川さんから言っていましたけど、これはあくまでも希望をとって設置させるというか、利用させるということではないかと思いますが、じゃあ仮に、この金額を見まして3万3,000円、1万1,000円ですけど、これはお金を取ることは、取り付け料、設置料を取ることは私はやぶさかではないと思いますが、ただ金額的にいって、本当に付けたい人が付けられないような状況になって、じゃあ希望者でお金あるからまず付けれるわということで対応する人も出てくるとは思いますけど、本当に津別の実態というものを調査して、そういうことも調査して分析して、こういうことを取り組みたいとやっているのかどうか、その辺もまず最初に聞いておきたいと思います。やはりこれは、しいて言えば協力員を2人つけなきゃならないというこ

とですね、隣近所だとかあれだとか。そうすると当然やっぱり町ぐるみ全体でこういうことに関心を持ってもらって協力してもらわんことには、そんな簡単に協力員2人が協力を安否確認のためにといったって、これは簡単に考えただけはいいですけど、私は進む問題ではないと思いますよ。その辺を含めまして、やはり前段言ったとおり、きちっとした津別の実情、実態を調べて、そういうことである程度いけると判断の中でこういう提案をしていると思いますけど、その辺をまず前段で聞いておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） この条例を制定するにあたり関係団体と協議したのかということでございますが、これにつきましては、まちづくり懇談会等からこういう例えば一番あったのはリズムセンサー、やはりいないときに倒れた場合わからないことがあるということで、そういう設置ができないかという要望が2、3の自治会からございました。それを受けて町民から要望あった部分を具体化していこうということでやってございます。ただ、そういう部分でまだ自治会だとかという部分とは協議はしてございません。ただ、これから地域福祉計画をつくっていく上で、あくまでもこれについては、一つのツールでしかございませんので、これは町、社会福祉協議会、あと地域と見守りというのはやはり人の目が一番大事なのかなと考えています。それをこれから地域福祉計画の中で具体的にやっぱり話し合いをしていかなきゃならないのかなと考えております。あくまでもこれは一つの機械が人が見えないところを支えてもらうというように考えてございます。

ただ、あとこの負担金につきましては、きちっと分析とかをして調査してやっているのかということでございますけども、基本的にそこまでアンケート等とはっては行っておりません。確認してございません。ただ、やはり総額で機械的に言えば、おおむね12万8,952円という1セットお金かかるものですから、やはり応分の負担はしていただきたいというふうに考えまして、それで、その金額が高いか安いかわかるのはちょっとそこまで調査してございませんが、やはり課税世帯には、おおむねその取り付け費用について負担していただきたい、非課税世帯には3分の1程度を負担していただきたいということでございます。負担についてはこの1回限りでございますので、

このように考えたところでございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） わかりました。

今前段で私の聞いたことに対して石川主幹のほうから答弁ありました。私は、こういうことは公にかかわる事業ですから、やはり本来であったらパブリックコメントをするだとか、もう少し各団体の関連団体との協議をして、やっぱり検討を重ねた中、これはやっぱり取り入れなきゃならんという仕組みでやるのかなと思ったのですね。今の答えでは、あまりそういうこともやらないで、まちづくり懇談会の中で高齢者から要望あったと、これは出ていましたね町長のあれにも、これ知っています私も。2、3自治会から出ました。ただ、私はそういう要望はこれから何ぼでも出てくると思いますよこれ、高齢者社会ですから。だけどそれを取り入れることにおいては私はやぶさかではないと思います。ただ、これを進める上において、せっかくこういうものを設置させるというものがあるのだったら、やっぱり効果的にできるだけ多くの人を利用されるような形、仕組みをとっていかなかったら何もならないのではないですか、これやったって。現実的に今主幹のほうから応分のお金を取るということは、これお金を取ることはもちろんいいですよ、ただ、金額的に見ましても私は払える人は払えるし、払えない人がもしいた場合は、やはりそれは付けられないという状況になりますね。全体的に見ても決して安い金額ではないですから、これ個人の取り付け料というのか設置負担からみれば、もう少し町が幾らかでも助成してやって、なるべく対象者がみんな取り付けるような形の仕組みを取っていくというのが本当の行政のやることではないかなと思いますから、私はそういうことで聞いているわけです。

それで、やはり協力員を付けるって簡単に言いますけど、美幌のシステムは美幌の消防が受けたら多分前に聞いたことがあるんですけど、消防職員が協力員に連絡をして、そしてぱっとそういう仕組みをつくっているんです。津別は安否協力員かわからないけど2人付けて、どういう形で協力してもらうのか、これ協力してもらう人だっていなかったら設置もできないでしょ、本当は。そういうこともきちっと地域の人たちに協力してもらうような了解を得ながら、やはり関心を持った説明会を開いてやっていくというのが本当は私は筋ではないかと思います。そういうことにおいては非常

にこの条例をつくるのは結構ですけど、進め方は私はちょっと甘いと思うんです。私は別にこの導入においては、運営を4月からするという点においても結構なことだと思うし、私はいいいことだと思いますけど、ただ、果たして本当にこういう希望者が募るかどうか、美幌で二万何ぼ、何人いるかわからないけど二百何十人ぐらいしか利用者がいないという実績もさっき石川君から出ていましたけど、津別でせっかくセンター機械来年更新するとかって金をいろんなものにかけて、それだけの効果がなかったら、やっぱり利用する人がいなかったら私は何もならないと思うんです、こういうことは。ですから私は前段にそういうことを言っているのです。ですから、これはちょっと何ぼ町長が懇談会で受けた要望だからすぐとらえるというけど、これは担当のほうとしても、やはりもう少し十分やっぱり協議して我々にも全員協議会の中でもよかったですから説明を受けて、そしてその辺を分析した結果、事情の中である程度利用価値はあるし、利用度もあると思いますよという、そういう分析はしないと私はおかしいと思うんです。ですから、そういうことをきちっと、まずやってほしかった。それと今の答えだけでは私はちょっとできない。

それと、本当にさっきも言ったけど、本当に利用した人がいて、なかなかその設置までいかないというようになってきたときは、行政としてはどういうふうに手を伸ばしてやるのか。そのまま希望者のみをしてやるのか、そういうことでいいのかどうか、その辺もある程度考えておかなきゃならんと思います。そういう面もやはり行政としてきちっと考えてやらなかった、何かあったときにあそこは設置していませんよだとか、あそこはたまたまお金がなかったからああいう事故が起こっただとか、そんなことにはならないですよ、はっきり言って。そういうことも十分分析して、そして負担も本当に負えないということだったら町としても幾らかでも、対象者の利用者を増やすんだったらそういう考えもやはりきちっと持っていなかったら私はだめだと思うんです。この件においては、やはりきちっと考えてほしい。その点だけ申し上げておきますけど、これ町長でもいいですから言ってほしいと思います。

それから町長、この件について恐らく関連団体ともやりましたけど、恐らくパブリックコメントもとっていないと思いますけど、こういう公の問題こそ、きちっと住民の意見を集約していかなくちゃならない大事なことなんです。だから私たち議員もお

前らは何でも賛成して、はい、はいやっているからこういう結果になるんだって全部我々のところに来るんですよ、それがはっきり言って。この問題だってそうなんですよ、ああやることはいいですよ、私も腹の中ではいいことだと思っていますよ、同じなんですよ、はっきり言って。お前ら、ただはい、はいと言って決めたじゃないかと。じゃあ実際には利用者いないじゃないかって、そういうところが皆我々のところに来るんですよ、はっきり言って。ですからそういうことも考えて、きちっとこれならいけると、この設置なら利用者も出てくるし、負担もこういう場合は町も少しは出せると、そして、そういうことも考えた中でやりましょうと、担当者と話し合っただけで我々に提案するんだったらいいけど、その辺も含めてもう一度答弁してください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず、この経過なのですが、前にもお話ししましたようにまちづくり懇談会で要望が出たことが端を発しています。これは退職消防職員からまず出てきました。それは広域事務組合を組んでいて美幌町では既にこういうことをやっているということは承知している上で、なぜ津別町がやらないのだろうかということ現場にいた人間ですからよく知っているわけです。そういうお話で、その仕組みを皆さんの中にお話をしていったわけですが、そうすると今回だけでなく毎度出てくるのが懇談会の中で、自治会長さんだとか、あるいはそういう民生関係とか福祉担当の自治会の方たちから、あそこにいるお年寄りの方が今どんなふうになっているのか、のぞくわけにはいかないし困っているということがたびたび出ていたわけです。そうであれば、せっかく両町でこういう広域を組んでいる中で、一方がそういうことを既にもう始めていると。そうであれば、こちらもシステムがそういうものがあるのであれば、こちらもそれを買って、そして津別町民の方にも受益を受けるような方法を考えていくべきではないだろうかというのは当然の考え方だというふうに思います。美幌も津別も同じ扱いをしたいという思いもあって出したと。こういったものは、ある種やっぱり前々からどういうふうな形で安否確認等々をすべきだろうか、もっと充実すべきじゃないかということはさまざまな機会に出されていたわけですから、これは一つの補完する制度なんです。これですべてがうまくいくということではなくて、今まで手の届かなかったところができるということで、やっぱりある意

味ではスピード感を持って対応していくということも必要だろうということで判断をしたわけです。お隣の美幌町さんはこれを要綱で取り扱っていますけれども、やはり同じようにお金をいただくと、設置費用ですけれども、それをもらう分にはやはり条例のほうがいいんじゃないかということで津別町としては条例を設置して進めていこうということで提案したわけでございますので、そのところご理解をいただいて今後進めてまいりたいなというふうに思っています。

また、協力員につきましては、今回民生委員の方たちもそれぞれ任期満了に伴って新しくなられた方たちもいます。その総会の中で、ぜひ1人につき2人の協力員を予定しておりますので、ぜひそのうちの1名は近間の民生委員の方がなってもらえるようお願いできますかということで要請も行ったところであります。あとは、もう1人の部分については自治会だとか、あるいは近所の方、近所がいやだから遠くにするという方もいるのかもしれませんが、そういった形で希望される方に配置をしていこうというふうに思っています。当面どれぐらい予算化すればいいのかということは正直言ってどれぐらいの希望があるのかというのはわからないものですから、美幌町の例も参考にしながら津別町のそういう対象となるだろうという人たちの人数からいって、30程度は応募があるのかなというふうに予算を計上させていただいておりますけれども、これはもっといけばまた議員の皆さんに補正をお願いする場面も出てくるかというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

ちょっと最後ですので、今町長の判断されたことは私もわかりますし、そうでないかと思いますが当然、それはよくわかりました。前からこういう平成13年から美幌がこういうを導入しているということは私わかっていましたし、いずれ津別もそういう方向で考えていくのだろうなと思って私は進めることにおいては、いいだろうなと思っています。ただ私が問題にしているのは、せっかくこういうシステムを取り入れて対象者が500人いて、わずか20～30人から100人ぐらいの利用者だったら私は何もならないですと、そういう対象者がみんなが付けれるような状況だったら私はいいですけど、中には付けられない人もいて、そういうことで非難を浴びることもないかなということで心配しているから、できるだけ効率的に利用できるようなことで私はや

ってほしいと。

その前に私は石川君にも言ったけど、そういうことも十分分析して、そういうことのないように進めているのかということ、私は聞いているわけです。ですから私の言おうとしていることは、町民が、高齢者が安心して暮らせるようなシステム導入ですから、できるだけそういうふうにしてほしいなと思っていることを私は言っている。それだけのものはきちっとしなかったら私はだめだなと思って、あえて町長にも質問していますから、こんなもの当たり前ですよ、町長の言ったの当然ですよはっきり言って。私はそういうものは決してだめなんて言っていませんよ、お金をとるのは当たり前だし、ですから今社会福祉協議会にも個別でなんか21戸ぐらい付けている人がいるんです実際に調べたら、そういう人たちも個人にも付けて、そういう人たちもきちっと併合できるんですかっていうことをお聞きしたいですよ、こういう細かいことも聞きちゃったら、いろいろたくさんありますけど、そういう人たちは既に社会福祉協議会の中でやっていくのです、そして協力員も派遣してやっているところもあるんですよ、はっきり言って。だからそういうところの実績も聞いて何か問題がないのかということも十分調べた中で進めているのかということ、私は主幹にも聞いているわけです。そういうこともきちっとやっぱり説明もしながら、やった方がいいは結果的には希望者は全然とれなかったはと、じゃあなんなのよと、そういうことにならないように私は今質問しながらそのことを十分返ってくれば私はある程度賛成するし、それが返ってこなかったら私はこれは否決だなと思っていますよ、個人的にこんなことで、こんな甘い考えだったら個人的には。だからきちっとした答弁が返ってくればある程度理解はしますし、だから今言ったことはある程度判断私はしていますけど、恐らく議員の人たちみんな同じことを思っていると思いますよ、やることにおいては賛成していると思いますよ。だけど本当にこの事業を取り入れて本当にみんなが利用されるような効果的なものになっていくかということ、みんな心配していると思いますよ。自分の命は自分で守るっていうのは原則ですよ。しかし、本当に負担金を取るんだったら町が補助をして少しぐらい応分の住民サービスで出すぐらいの気持ちでみんなに付けてもらうって、町長、そのぐらいの姿勢があるんだったら私はこれは立派なものだって賛成しますよ、そういうことも含めて最後ですので、質問を終わります。

後の方もたくさんいると思いますので、そのことも答えて下さい。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これを進めるにあたって当然社会福祉協議会だとか、それから担当してもらいます広域事務組合の本部のほう、そこに電話が入りますので、そことも担当同士でいろいろ協議をして、そして所管の委員会でも報告させていただいて提案をさせていただいているという状況でございます。これですべてがオーケーということではなくて、これは安全網、いわゆるセーフティーネットの一つであるという認識をぜひしていただければというふうに思います。そういうものをもう一つまた用意をしたということですので、それに対して、ぜひその安全網を使いたいという方がおりましたら、その設置費用だけはいただきますけれども、かかる計器については町のほうで準備をいたします。ただし転出したりそういう方については、そのものは町のものでありますから、また一たん返していただくというような形になってまいります。そういうことで進めてまいりたいというふうに思いますし、本当に付けられないという、3段階がありますけれども、それは条例の中で町長が認めるものという1項も入っています。それがどんなものなのかというのは具体的な事例が出てきて、それが認めていかどうかというのは、またそこで決めるような形になるかというふうに思いますので、まずは美幌町と同じように進めてまいりたいというふうに思います。

エントリーネット 119 もそうでしたけれども、美幌町の方がやっぱり同じ組合を組んでいる中で、そういう有利な部分を持っているのであれば同じく津別町の方たちもそれに同じようなものを恩恵を受けるということは当然だろうというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 何点かについてお尋ねをしたいと。まあ、制度的には別に賛意を示すところなのですが、逐条的にちょっと質問をしたいと思います。これは説明資料の2ページに（1）75歳以上のひとり暮らしの高齢者、これやっぱり端的に言うと心配のある人ということだと思っておりますけれども、（2）としては寝たきりの状態又はこれに準ずるといふような形になれば、連絡一つとっても人の手助けが必要な



人ばかりなのかなと、実際にこれ機器を設置してもタッチしたりすることもできない人も結構いるのかなというふうな感じがするんですけども、そういう人こそ必要なものでないかなというふうに思われますので、やはりこれについては、やっぱり自治会だとか隣組だとか親族だとか、先ほど民生委員のことも出ていましたけども、やはり地域ぐるみでの何かそういう連携体制か何かがないと、なかなかうまく機能しないのかなというふうな感じを持っていますので、この辺の（１）、（２）の町のちょっと認識についてちょっとお話をいただきたいと。

次に、（４）に障がい程度Aの者と単純に書いていますけども、これについてはどの程度のことなのか説明をいただきたいと思います。

それと5ページの別表ですけども、生活保護はわかりました。非課税世帯というふうな形でありますけども、単純に言うと非課税世帯の高い年収はどの程度なのか、低い人は最低でもどの程度なのかというふうな形で、収入の割合によってはこの1万1,000円という、こういう負担額が高過ぎて絵に描いた餅にならないのかどうか、これ生活保護の人は負担ゼロですから、やっぱりこのボーダーラインで自力でやっぱり生活しているという人が、これは世間体の問題だとかいろいろこれあるんですけど、その人が逆にいうと大変な場合が結構あるのですよね、ですから、その辺のこの額面についても、これ上限なのかどうかあれですけども、その辺ももうちょっと検討の余地があるのかなというところです。

それと、最後にこれに類する制度として町や社協の制度として福祉電話だとか何かいろいろとあると思うのですけども、類似するような制度、今現在どんなものがあるか。福祉電話だとすれば、戸数はこれは10戸前後か大して多くないと思いますけども、利用戸数というか、そういう方がどの程度いるのか、その辺も参考的に答えをいただきたいなど。

それとあわせて、これはちょっと意見だけ言っておきますけど、津別の対象世帯について口頭でべらべらお話ししたり、美幌からの話もいろいろしましたけど、本来ならやはり口頭でなくて、こういうものはせっかく説明資料つくっているのですから、こういうものも一緒にやっぱり出してもらおう方がいいのかなというふうに思いました。これらの肉付きを十分してから、やはり発車するのがいいのではないのかなとい

うふうな感じもしますので、とりあえずその辺で答えをお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 説明資料の2ページの第2号、寝たきりの状態又はこれに準ずると認められる状態にある高齢者で、高齢者のみの世帯という部分につきましては、基本的にはひとり暮らしを対象としているのですが、ただ寝たきりの状態要介護4、5の方で、それで例えば65歳以上の方と暮らしている方、老々介護といえますか、そういう場合については、やはり介護している方が何かあったら、やっぱり寝たきりの方もそのままになってしまいますので、こういう場合は世帯も認めるということを記載してございます。

あとちょっとわからないな…。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 今質問ございました非課税世帯の収入の部分です。ちょっと細かな資料まで持ってきておりませんが、年金収入のみの方であれば、おおむね120万以下の方については非課税世帯の対象になるというふうに思っております。あと、知的障がいの対象者の中で障がい程度がAになる（4）の療育手帳の交付を受けた者で障がい程度がAの者ということでございますが、この療育手帳というのは身体障がい、精神障がい、知的障がいのこの3障がいのうちの一つであります知的障がいの方の障がい程度を表すときにこの療育手帳の交付という部分がございまして、AとBがございまして、Bは本当の軽度という形なのですがAというのは重度といえますか、軽度じゃないという、そういうような対象の方で、ここではひとり暮らしの者という、Aで一人暮らしの者ということで規定をしておりますので、ちょっと就労にはちょっと難しいような方でございますが、買い物だとかそういった自分で何とか生活できる部分については可能な人という、そういった方を想定をしております。

それと同じようなサービスで類似するものということでのお話でございます。この電話というか緊急通報のほかに、今町のほうでこういう高齢者の見守りといった部分で行っている部分では、介護保険の予算を使いまして高齢者で認知症のあるひとり暮らしの方だとか、あるいは認知症がなくてもひとり暮らしで常時人との行き来が1週間に1回とか2回とか、そういう少ない方に対してホームヘルパーを30分くらいの範

圏内で派遣をするという、そういった事業を行ってきております。あわせて社会福祉協議会のほうでは給食サービスも、言ってみればひとり暮らしの方だとか、そういった見守りの事業の一つでもございますが、そういった給食サービス、それとご質問のあった福祉電話というか安心電話というような形で今言っておりますが、これが二十数台ぐらい安心電話の部分で設置をしております。ただ、この部分については協力者が3人必要だということで、当然こういった電話なので遠くにいる子どもさんだとか、そういった部分については、いざといった部分では効果がありませんので、やはりこの近隣の方をお願いをするという形になりますので、ここがなかなか3人といた部分が難しいというか、今だんだん難しくなってきた戸数が増えていなかったというのが現状じゃないかなというふうにも思っております。以前にも安心電話を消防のほうにできないのかといったようなことで消防のほうと協議を行ってきたことがあります。その当時は通報というか消防の受信や何かも津別のほうで行ってきたといった部分もあって、必ず消防、通報の部分を残さないとだめだという中で救急だとか、そういった部分が入ってくると、そういう誤報だとかの対応ができないんだという部分があったのですが、このたび通報が消防本部というか、そちらのほうになったということで、こういったような形で今回緊急通報が消防のほうに通報できると、そういったようなことにつながってきたというふうに思っております。

主幹のほうからも申し上げましたが、こういった今まである高齢者の見守り、特にうちの場合は39%を超えた高齢化率で、しかもひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者夫婦のみの世帯といった部分が全世帯の42%を超えてきているという現状の中で、こういった見守りをどんなふうにやっていくのかといった部分は町としても大きな課題でもあるというふうに思っています。今あるツールはそのままで、新たに今回先ほど町長がおっしゃったように一つのツールとして今回ひとつ整備をするんだと、そしてやっぱり僕自身も思うのは、やっぱりこういったツールのほかに、やっぱり隣近所の見守りというか、それがやっぱり一番大切なことだというふうにも考えております。住民同士の声掛けだとか見守りが一番やっぱり大事だなというふうに思っておりますので、確かに自治会との協議だとかそういった部分がまだまだ不十分なところがございまして、これは設置の段階にあたって当然、例えば旭町だとか、ああいったひと

り暮らしの方が多い所の地区については、民生委員さんもそうですが、自治会長さんにも、あるいは自治会の役員の方にも協力を願わなければ協力員の確保といった部分も難しいという部分もございますので、そこは社会福祉協議会で小地域ネットワーク活動やなんかもやっておりますので、そういった協力員の人の発掘にあたっては十分自治会だとか社協の皆さんとも協議をしながら進めていきたいと、そんなふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 大枠についてはわかった部分もありますし、そうでない部分もあるのですが、やはりこの制度自体はいいことで決して反対するものではないのですが、やはり結局これせっきくの制度ですから、地域の方や当然本人を含めて、やはり好評を博する、町でもいいものやってくれたなというふうなことになるように、これは肉付けの足りないところはしっかりとこれから補強策をとって、4月に間に合うかどうかはあれですが、そういうふうなことを念頭に置いてやられるのが一番望ましいのかなというふうに思います。

特に、お年寄りの例えばいる世帯、うちの自治会でも場合によってはそうですが、お年寄りやお年寄りが連単した世帯というのは結構あるんですね、ですから、これは隣組だけではなくて、やっぱり自治会、民生委員、この辺が三連携や何連携をとらないとなかなかうまくいかないと思いますので、その辺の欠落が遺漏がないように十分に意を尽くしてもらいたいというふうに感じます。

それと、非課税世帯の大体の大ざっぱな年収みたいのを年金で120万以下程度ぐらいというふうにいただきましたけども、これ例えば生活保護の老人独居だったら月7、8万か9万までにはならないのかもしれませんが、これいっても100万程度ぐらいは生活保護でもなるのかなと。であれば保護の場合は医療費が全くかからないというふうなことや何かもありますので、非課税世帯は医療費も生活費も全部自力ですから、そういう収入バランスからいっても必ずしもこの負担額がいいのかどうかと、やっぱり私は高いんじゃないのかなというふうにどうも思わさるのですが、この辺についてのバランス的なものについて再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 最初のほうの取り付けにあたっての部分については、当然我々のほうとしても必要な人に機器が設置できるように当然協力員がなかなかみつからなかったから付けられなかったと、そういったことがないように申し込みというか希望をとる段階で協力員の状況だとか、あるいは、ない場合は自治会だとか民生委員さんのほうに我々も協力員の2名の確保に向けて支援はしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、負担額の問題ですが、これはどのくらいが金額的に一番いいというか、当然安ければ安いのが一番高齢者にとってはいい金額だとは思いますが、ただ、これ一回付けばずっとそのまま使えるというか、鳴るものでございますので、設置費用のこの3分の1であります1万1,000円の部分については1万を超えた高い金額であるというのは確かではございますが、非課税世帯の中でも何とか支払える金額ではないかなというふうな形で、我々のほうとしてはそういう判断をしてこの金額を設定をしたところでございますので、ご理解をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 金額的なことを言われましたから、単純に言うと3,000円から5,000円の範囲でないかなと、私はですよ。1万1,000円ではなくそのぐらいの金額であれば、結局ちょっと生活費や何かをつめればできるのかなということで、この辺は率直に思いますので、これについては、そういうことだけを申し上げておいて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 今何人かの方のご質問に対してお答えをお聞きして、こういう設備を付けるのは大変いいことだというふうに思いました。しかし今谷川さんも白馬さんもおっしゃっていたように、非課税世帯の人が1万1,000円を負担するということはなかなかできないんじゃないかというふうに私は判断しています。というのは、年金でも国民年金を満度にもらっている人ばかりではないですよ、例えば3号被保険者の人やなんか1カ月4万円とか、あと遺族年金、ご主人の6割の年金で暮らしているとかというのは私の身近にいる人たちは大体生活保護以下の年金とか遺族年金で暮らしていますけれども、そういう人たちにとってこの1万1,000円の負担が

できるというふうに判断をしたというふうに今福祉課長がおっしゃったのですが、私はなかなか必要だって、それだけ負担しても付けたいと思うのかどうなのかというあたりが難しいのではないかなというふうに思って、これが普及するのかどうなのかちょっと心配だなというふうに思っています。これが町が何らかの制度を使って皆さんにお付けするということであれば私はもろ手を挙げて賛成するところなのですが、こういう負担が伴うということでは、もうちょっと考えられないのかなというふうに思います。

それからもう一つは煙感知センサーというのは、津別町は八十何パーセントに普及したというふうに以前に聞いていたのですが、これそのものを今現在使っている煙センサーを直で消防のほうに届くというような、そういうシステムにはならないのでしょうか、これが使えれば火事だけは直で消防のほうに通知が行くというふうになると思うのですが、これと以前付けた煙センサーとのかかわりについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 後段の煙センサーの関係でございますが、多分皆さん家に付けているのは、あくまでも感知したら音が鳴るだけというだけであって、それが今回のシステムの部分では使えないということで、ちょっとそういうふうにむだになる部分あるかもしれませんが、そういうことをご理解いただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 費用負担の関係のご質問でございますが、この費用負担算定にあたって、当然美幌町のほうの負担がどうなのかということで我々のほうも調査を行っております。美幌町の場合は7段階に所得の状況に応じて7段階に分かれております。この美幌町の基準は以前高齢者の日常生活用具の給付という形で厚生労働省の国の事業で決められていた高齢者の方が用具を購入するときに所得に応じた負担割合を定めているのですが、それを使用しています。ただ、その基準というのは今そういう制度がございませんので、美幌町の場合は要綱の中でこの基準を定めているということでお聞きをしました。それで申し上げますと、一つは生活保護法による

被保護世帯、これは同じようにゼロ円です。それと非課税の所得税の非課税世帯、これが4,500円という形です。それと生計中心者の所得税の年税額が1万円以下の世帯が1万6,300円、1万円以上3万円以下が2万8,400円、3万円以上8万円以下が4万2,800円、14万円以下の世帯が5万2,400円、14万円を超えると全額という、こういう7段階に美幌町のほうの負担割合がなっているということでありますが、我々のほうとしては、この美幌町に定めている基準自体が今厚生労働省のほうがないということで、設置費用をそこに注目をして、設置費用の3分の1が非課税世帯、それ以上の方が設置費用の3万3,000円相当分と、そんなふうな新たな基準をつくったわけでございます。確かに美幌町と比べてみますと、金額的には津別は高く設定をしたというのが現状でございますが、非課税世帯というか、ちょうどお話があったとおりボーダーラインといった部分が一番やっぱり大変なのかなといった部分も、そういう部分も理解はしているのですが、設置費用の約3分の1相当部分についてなんとか費用負担ができないのかなと、そういった形での基準設定を行ったところでございますので、ご理解をお願いしたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 今お話し聞けばそうなんだろうなというふうに思います。私以前、喜茂別なんかテレビ電話のようなものを全戸に無料で設置していて安否確認もできるし、町の広報も全部それで流せるんだというのを見て、すごくいいのを見させてもらったことがあって、こういうのがあったらすごく楽だなとか安心だなというふうに思って視察させてもらったのですけれど、そのような形がとれればなというふうに思うのですよね。安くないですよ1個12万幾らですか、町もゆるくない話ではあるのですが、せっかく付けるのであれば、あそこに付けたからあの人は安心、だけどほかの付けていない人は不安という、そんな形になるのかなというのは想像しているのです。

それから、先ほど来から地域で自治会あたりが見守りをというふうに言われていますけども、この見守りもなかなか好き嫌いがあったり、いつでも見張られていて嫌だとか、そういうふうな受け取りもあったりして、すごく難しいなというふうに思って、私も自治会長をして全然どこも顔を出していないのですけれども、近所の人を日常的

に見てくださいねって役員会等ではお話しはしていますが、それもなかなか難しい。でも協力者という形で依頼されれば、それは私協力者だから連絡くださいねとか、協力者なので見に来ましたとかということにはできるかもしれないなというふうに考えています。

問題は、どれだけの必要な人たちが設置できるかということなのですね。来年度から始めるということですので、やってみて申し込みが少ないようであったら、また考えていただけるのかなというふうに思いますので、そのあたりちょっと見直しをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 正直なところ、やはり何件の応募があるかというのは新しい制度をつくる時は本当にわからない状態があります。例えば廃屋の部分の取り壊しも去年、25年の最初にスタートしましたがけれども、この件数で大丈夫だろうかと思いつつ、やはり相当数来たりだとか、リニューアルの制度を入れたときも、やはり倍以上になってくるだとかというのがあります。その逆ももしかしてあるのかもしれませんが、これはとりあえず進めさせていただければ大変ありがたいなというふうに思うところです。これは何度かお話ししましたように安心電話の今社会福祉協議会がされておりますけれども、その進化系みたいな形になっています。多分、こういうものを入れると今まで安心電話を利用されていた方がこちらに移行してくるということも当然考えられるというふうに思います。また、民生委員さんとか自治会等々の方にもいろいろこれからご協力をお願いすることになろうかというふうに思いますけれども、この導入によって一番仕事量が多いのは消防職員だというふうに思っています。これ先ほど主幹のほうから美幌町の実情を谷川議員さんから数字で印字するよというお話もありましたけれども、聞いてお話のとおり、ほとんどが消防職員が出動しているという状態です。行けば当然、倒れている状態が外から見た場合は、窓ガラスを割って入るといようなことも承知していただかなければならないよな、あるいはドアを壊して入るといようなことも当然、美幌町でも同じことをやっているということなのですからけれども、そういうこともあり得るわけです。4月になりますと当然新年度が始まると職員もそうですけれども消防職員に対しても私のほうで訓示をす



ることになっています4月1日に。これを導入する、実際に入るのは夏ぐらいになるかと思えますけれども、かなりの仕事が皆さんの肩にかかってくるというか、相当仕事量が増えるということを覚悟して、ぜひ任務にあたってもらいたいということで、そういうふうに訓示をする予定をしておりますので、その辺もご理解いただければなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 条例そのものと、それから導入することに対してはないのですが、今まで話し合い、プロセスの問題が結構出ていたかと思うのですが、私は先ほど主幹からの話で、こんなに誤作動があると大変だなというふうに思うんです。ばーっとメモをしたのでわからないのですが、正しいかどうかあれなのですが、対象者が484人、対象になるだろうと推計した人数がこれだけで、これは一つの、一つのって先に強調されていたので、これが高齢者の緊急時の見守りのすべてであるということではないので、そういうふうに考えればいろんなツールがあって、そしていろんなセーフティーネットがあって、これはだめでもこの人はこれ、これがだめだったらこの人はこれっていうふうなことで津別町にいる484人ですか、その人たちが網羅されればいいのかというふうに思っているのですが、実際には、やっぱりこんなにたくさん誤作動があるようなものだ、違ったから安心ということにはならないんじゃないかと思うので、実際にする段階ではその辺のところはもうちょっと改善されるような形でないと仕事というか出勤する人も大変じゃないかなというふうに、その点が一つと、何回も出ていたのですが、やっぱり今問題になっている生活困窮っていうのと生活保護とは違って、困窮者っていうふうに位置づけられている人が非常に大変ということがあるような話が出ています。それでも津別町はこの3段階でやっていきたいということなのかもしれないのですが、その辺のところせつかく使う人がありがたい、そして使いたいと思うようなものでないと、どんな立派なツールがあっても高みの見物みたいな制度であつたら意味ないと思うんですね。特にこういう人を守っていくというようなのは、何人でなくて本来だと必要な人には全部付けていかなきゃならないものじゃないかなというふうに思うのですが、それは財政的

なこともあるだろうし、それから違った形で見守りができているという範囲もあるから一概には言えないかなというふうに思うのですが、実際にあたっての誤作動に対する対応というのですか、そういうのを徹底してもらうことと、それと一番の問題はこれはそういうもので見てもらう前に必要なということなので、十分町民の人にあなたは協力者の2人でなくてもいずれ予備軍であるということですよ、ですからこの制度がスタートするときには、みんなが使うもの、みんながそういうものに関心が高まっているというふうな状況をぜひ何とかPRしていくとか、一つであるけども重要な見守りの方法の一つであるということをもっと全体に伝えていくというようなことをとっていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 先ほど美幌町の例を挙げてございますが、確かに誤報はかなり多いです。例えば聞きましたら、ひとり暮らしの方ボタンを押してくると、寂しいから押してみたという話も美幌ではやっぱりあるというふうには聞いております。もう一つはリズムセンサー、これは24時間動きがなければ発報して通報いくのですが、どこかに旅行に行くだとか出かける場合は基本的に電源を落とすだとか切る装置があるらしいんです、けどそれを落とし忘れただとか、やはりそういう部分で誤報が多いということなものですから、そういう部分で必ず消防署が出るんでなくて、やっぱり協力員がちょっと見て確認していただくという部分もやっぱり必要なかなというふうに考えております。

あと、今後やはり見守りについては、役場だとか消防だとかそれだけではやっぱり高齢者を全部見ていくということは不可能なのですね。やはり昔は地域力とか近所力といいますか、例えば隣の人がどこかに出かけるときに子どもを見ていてあげるよだとか、そういうつながりはあったのですけども、今そういう部分がかなり希薄になってきて、この間も相生に行ったら隣に救急車が来てもだれも出ていかないと、昔だったら人が何があったんだって集まってくるようなこともあったんだけどもという話もありましたけれども、やはりこれからは高齢者が増える部分もありますけども、そういう部分の地域力を復活させていかなければ見守りだとか難しいのかなと考えています。これにつきましては、先ほども申し上げましたけども、やはり地域福

祉計画の中で皆さんの意見を聞いて、よりよい方法を考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） （聴取不能）のお話しなのですが、うちは今対象の人員とかっていうのをきちっとやっぱり町民に知らせるとか、さっきの言ったこういう段階の人の数を見るとか、それから高齢化率はあれに出るからわかっていたのですが、高齢者世帯がさっき42%ということで、もうほぼというかそういう状況にある、そういう中ではこういうようなことということは必要なんだというようなことを折に触れて言っていけないとというか、自分も近くなってくるんだけど、そういうので何か人ごとのように思っているというようなところもあるのかなというふうなことなので、これからもっと高齢者世帯のこれはパーセントが上がっていきますよね、そういったときに、それからさっきの誤作動だっているんなことたくさん言われて、自分がしなきゃならないことがわかればいいんだけど、そういう人がそういう対象になるわけですね、サポートする人がいるということだけでも、そういうことで人のことでないんだっていうようなこと。地域福祉計画にいろんなことが網羅されると思うのですが、町の実態はこうなんだって、こういうことだから今こういうツールを使うんだということをやっぱり丁寧に説明をして、そしてそれにはご近所というか地域力も必要なんだということをやっぱり折に触れて言っていって、そればかりじゃないみんなで助け合っていくんだっていうようなことも、どこがするかっていろいろ難しい問題もあるかと思えますけども、やっぱりそういうことを自然とわからせるというか、広報なのか何かの集まりのときにちょっとお話をさせていただくとか、そういうふうなことをして今津別町の実態何かを町民がよく知る、そしてここで生きていくということをとともに考えていくというような方法も考えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） これ4月から開始予定でございますが、その開始にあたりましては、例えば自治会の役員等の集まりの機会とかを利用させていただいて、こういう部分について周知していきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） まず最初にお願いをしておきたいと思いますが、担当も原課として判断難しいでしょうけれども、この問題について先ほどから質問に立っているのがすべて総務のメンバーであるということを考えると、やはり自治会や広域連が絡むことなので、総務委員会のほうでも報告なり軽い頭出しをしておいていただければ質問の中には、私もこれからする質問の中にあるのですけれども、そうした形で処理しておけば本議会でもっとスムーズな議論ができるのかなというところも感じましたので、ぜひご検討いただきたいと思います。

私は、今回の条例についてはエントリーネットのように行政サービスのアイテムを増やすということで考えると、住民の皆さんにたとえ反対であっても行政としてやらなきゃいけないことはあるわけでありまして、今回はそうしたことの一つでもあり、やることについてはやぶさかでないなというふうに判断しております。ただ、やっていく中で、やはり多くの方にこのサービスが与えられ、そしてなおかつ住民の理解を得られるようにすることも行政の必須の努力すべきところではないかなというふうに考えております。

まず私がお聞きしたいのは誰も質問しないので、このアナログ回線のことなのですが、アナログ回線というのはどこまでの定義なのか、光はもちろんデジタル回線ですけど、ADSLは確かアナログだったと思うんですけども、津別の場合、そうすると多分光だけで限定しても僕はNTTの職員じゃないので類推ですけど900前後の世帯があるというふうに考えていいんじゃないのかなというふうに思います。であれば40%近い世帯がそうした回線であれば利用できないと、ただし多分、答弁これからされる中では75歳以上の家庭であれば光回線の普及率は20%以下ではないかというような答えも来るかと思いますが、光回線が入ったのが5年前だということを考えると、その時点で60代の方でインターネット等をやるために光回線を入れた方が、もう既に5歳きていると、そうすると75まで多分あと5年もしたら届く方がいっぱいいるんじゃないかなと思います。そうすると急激に光の回線を持っている世帯が増えると、そうすると利用できない方が増えると思うのですが、NTTが今後こうした光回線に対してもこのシステムを利用することができるようになるのかどうか、その辺の見通しについてわかっていればお答えいただきたいのと、私よりも詳しい類推じゃなくて、

ある程度数字をつかんでいるのならお教えいただきたいなというふうに思います。

それから第2点として、このサービスは分けて受けることはできないのか、例えばセンサーの部分についてはいいよと、ただコールの部分と火災の煙探知機の部分だけ例えば受けたいとかそういうふうに、すべてのサービスじゃなくて希望するサービスだけを受けられるのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう1点、生活保護の方が無料ということになれば、受けなきゃ損だということになると全世帯入るということになるのか、ここもやはり希望者を募るのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 今私どものほうで確認している部分ではNTTの一般通話回線、アナログ型に限るというふうにはいわれています。ただ光回線を使っている場合は、これを一回アナログ回線に戻す必要があるということで、インターネットはそのままアナログを付加することも可能ですという話は聞いております。ただ他社の回線を使っている場合は、これは難しいということでございます。

あと、分けて受けることができないのか、全部4つ、基本的にはこれをワンセットとして考えておまして、できれば私どもも美幌と同じように、美幌より引けを取らないような形でやっていきたいと思いますので、できればこれでワンセットというふうに今考えております。

あと基本的には生活保護の方も希望があればということで、この条例で決めている定義の中に該当する方で希望があれば、これは取り付けをしていくということで考えています。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 回線のことはもう1点回答漏れだと思っておりますけども、光でやれるようにNTTについては今後考えていくようなことは聞いていないのかどうか、聞いていなければ聞いていないで結構なんですけども、こういう時代なのでなぜ光回線できないのかというのがちょっと不思議なんですけれども、そうしたことももしわかっていれば教えていただきたいなというふうに思います。

それから生活保護世帯のことについてなのですが、無料ということで、これ行政的

にもしこれお金をとるということになれば、間違っているのかもしれませんが、私は何でも無料にするよりは例えば 1,000 円でも 2,000 円でもお金をいただいてやったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。それはもちろん生活保護の方はそんな余分なお金はいただいていないのかもしれませんが、でもやっぱり元気なだけけれども、ただで付けてくれるんだったら、それ付けるわっていう考え方もやっぱり存在すると思うんですよね。であれば無用なものを付けないで、将来的に具合というか自分がそうした見守りを必要とするようになれば付けていただければいいということで、むしろそうした部分を今度 1 万 1,000 円の部分を下げる側に回していくことも考えられないのかなと、ただ、ここでお金を取ることが行政として正しい判断なのかどうかというのは、ちょっと担当の見解も聞いてみたいというふうに思っております。今とりあえずこの 2 点についてお答えいただきたい。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 光回線の関係につきましては現状のところ使えないという話は聞いております。それがいつまでかというのはちょっと具体的にそこまでは確認はしてございません。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 生活保護世帯の部分なのですが、現状の中ではいろんな介護サービスもそうですし障がいのサービスもそうですし、いろんな町で行っている行政サービスがございますが、生活保護世帯の部分については無料というか自己負担なしというような部分がほとんどというか、すべてのサービスがそういったような現状になっているかなというふうに判断をしておりますので、この緊急通報システムの部分についても生活保護世帯は無料、ゼロ円と、そういうような形でしたところでございますので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） その件につきましては私もまだ勉強しておりませんので、まず自分で勉強してからまた機会があれば発言したいなというふうに思います。

最後にちょっと聞き忘れたのがもう 1 点あるのですけれども、協力員というのがいなければ多分このシステムが成り立たないので、ゼロという形ではだめだと思うので

すけれども、ひとり暮らしの方の中には意外と寂しいという方と、また反対に人にかかわってほしくないっていう方がいると私は思っているのですけれども、そうした方なんかの場合、例えば自治会の福祉委員だとか民生委員だとかは受け付けるけど、一般の隣近所の人には私の家には入ってほしくないんだみたいなことも僕何回か聞きました。そうした場合、例えば協力員が1人だけでもこの制度は受けられるのかどうかということを最後にお聞きしたいと思います。

最後に私のほうのお願いなのですけれども、くれぐれもこういう制度をつくる以上、やはりプロパガンダとそれから協力していただく方への理解、協力要請がこうした事業の成否を握ると思いますので、その辺が遺漏のないようにやっていただきたいと申し上げて質問終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 基本的には協力員は2名でお願いしたい。これがまた1名でいいよとなりますと、今度1名でいいんじゃないかとなりますので、基本的には2名でお願いしたい。2名というのは、例えば1名の方が外出していない場合、その次の方になるというような形になると。その2名もいなかったら役場か消防が、私どもが行かなきゃならないのかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 先ほどからそれぞれの方からお話がされています。とりわけこの取り組みの目的なり取り付けについては私も十分理解をしておりますし、また、先の委員会の中でも説明を受けておりますから、あえてこの場でどうのこうのということはありませんけれども、その中であつても、ちょっと何点かについてこの後の進め

の関係についてちょっとお聞きをしたいと思います。

まず一つは協力員の要請の関係であります。この後こういった形で進めていくかはいろいろ方法あると思いますが、とりわけ私も地域の自治会を預かるものとして、やっぱり自治会の中できちっと教育のできるような理解を深めるような、そういう場がやっぱり必要なのかなというふうに実は考えています。とりわけこれからの時期、49自治会の総会が控えております。当然総会には役員はもとより会員含めて多くの方がこの総会に顔を出してくる、そういった中で自治会の総会の中でどこまでこういう中身について提示できるかは別として、こういう取り組みをやはり町としても進めていきますよというようなことをやっぱり総会の中に一つの議題として挙げていただけるような、こういう取り組みをすることが、それぞれ自治会における協力員2名の要請も含めてスムーズに行くのではないのかなと、こんな感じもしますから、ぜひこの後の取り組みの中で、もしそういうことが可能であれば、そういうこともぜひ取り入れていただければなと思っております。

それとあともう1点は、金額の関係であります。先ほどからも何人かの方からお話がありました。確かに1万1,000円、3万3,000円個人負担というのがあります。できればこの辺についてももう少しやっぱり軽減する方法はないのかなと、こんな感じを持っていますけども、先ほどいろんな方々の質問の中で説明を受けていますから、これも致し方ないのかなという感じは持っていますけれども、この辺についても再度お願いしたいと思います。

それとあともう一つ、ちょっとこれはどうなるかわかりませんが、要するに町で抱えている寡婦住宅っていうのは、要するに高齢者宅の住宅とか、それからひとり暮らしの住宅、こういったところも町で設置をしています。こういう住宅に町として設置する必要があるのかなというふうに、町として、やはりこういったところの住宅にきちっと設置をしていく必要もあるのかなという感じもしますが、これは町が負担するということは個々人が設置するときには個人負担があるわけですから、そこに何らかの形が生じますけども、参考までにそういったところも含めてもし考えられるとすればお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。



○保健福祉課主幹（石川 篤君） 今話のありました協力員を求める場、自治会の総会等を利用してできないかということでございますが、できれば自治会の役員の総会だとかそういう場面をお借りしまして、この説明はしたいと思います。ただ、個々の自治会、48自治会を実際全部回れるかといったら、ちょっとその辺は難しい部分もあるのかなという気がしております。できれば自治会連合会の総会時に資料をお渡しして説明させていただければなというふうに考えてございます。

あと、寡婦住宅等、公営住宅等にもこれは設置をしていきます。ただその費用についてはやはり使う方に負担していただくという考え方でおります。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） あと、自己負担の関係でございますが、1万1,000円非課税世帯の方は1万1,000円ということで、多くはここに集中してくるかなというふうには我々のほうも判断をしております。これが可能なのかどうなのかというのはちょっと検討してみないとだめだと思うのですが、一時的にこの1万1,000円の部分が負担が大変だといった部分については、年度内で例えば年金の出る月に2回か3回に分割をして年度内に納めてもらうだとか、そういった方法も含めて負担の部分については申し込んだ方とも十分協議をしながら負担しやすい方法といった部分も検討を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 町のそれぞれ持っている住宅についても取り付ける、これはあくまでも個人負担という形での、希望個人負担という形での取り付けということで今説明受けたのですけども、ただ私はひとり暮らしの住宅とか例えば寡婦住宅というのは、やはり高齢者向けの住宅ですから、そういったところにはやっぱり町が責任を持って個人負担でなくて、やはりきちっとした設置がやっぱり必要なのかなということで話をさせていただきましたので、そこはどうしても無理だということであれば理解をするところでもありますけども、その辺についてももう一度ちょっとお話をさせていただければと思います。

そして自治会の協力の関係なのですが、私がなぜこういうことも含めてやったほう

がいいですねということで話をさせてもらったのは、過去には私の地域においても孤独死というのがございまして、やはり孤独死をなんとか防ぐということで、やっぱり隣近所お互いに協力し合おうというのが我々自治会の中でも協議をしながら、また民生委員と連携をとりながら進めてきた経緯がございます、いま今日もそういう形では進めているのですが、なかなかやっぱり何というか民生委員とかある程度自治会の幹部だけでは、なかなかそのところが行き切らないという状況なのですよね。ですから、やっぱりそこは少しでも解決していくことになれば、やはり自治会の中で一つの総会という一つの形の中で、やはりきちっと協議をしていくということがより伝わりがいいというか、伝わっていくという、こういうことでございますから。ただ、私は自治会の総会に町が来て説明をするのではなくて、やはり自治会の中で協議ができるような資料を自治会に添付をしてほしいと、こういう話ですから、だから先ほど言ったように自治会の総会の中では当然説明はされると思うんです。だけど、それだけではちょっとことが足りるのかなと、というのは自治会の総会においても40自治会全員が来ているわけではないのですね、ですから、これはあくまでもやっぱり49自治会がやっぱり一体となって取り組まなきゃならない一つの事業ですから、そこをやっぱりきちっとやるとなれば、そういうふうにこの自治会の総会の中でも十分協議のできるような資料の添付をぜひ町としても準備をして各自治会に配布をしていただければなと、こういうことのお願いですので、そういうことをご理解をいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 今の資料の関係につきましては了解いたしました。そのように自治会で話し合いできるような資料を付けてお願いしたいなというふうに考えております。あと、寡婦住宅につきましては、基本、対象者につきましては75歳以上のひとり暮らしとなつてございますので、寡婦住宅には75歳に達しない方も入りますので、基本的には一般住宅にお住まいの方と同様、個人負担というふうに考えてございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第8号 津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） ただいま上程となりました議案第8号 津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をさせていただきます。

本件につきましては、提案理由で申し上げましたが、表記の誤りを改めるものでございます。

それではお配りしております資料の9ページをお開きいただきたいと思います。9ページに新旧対照表を付けてございます。左側、改正前をご覧くださいと思います。第9条第2項、下から4行目の中ほどから条文を読み上げさせていただきます。「前項第4号の規定により個人情報を提供したときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が審査会の意見を聴いて、通知の必要があると認められるときは、この限りではない。」アンダーラインを引いております「必要がある」を、「必要がない」と改めるものでございます。大変申し訳ございません。

議案のほうにお戻りいただきたいと思えます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するという内容でございます。

以上、改正の内容を説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第9号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

伊藤住企画課主幹。

○住企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第9号津別町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

現在の税条例は、平成4年に国民保険税条例と分離しまして準則を基本として制定したわけですが、表記の誤り等が見られておりましたことから改めて税条例の準則と

現条例を比較したところ、多くの字句の誤りや改正すべきところが見つかりましたので、このことから町民税の第4期の納期限変更もあわせまして、それぞれの修正や見直しを一括して改正しようとするものであります。

それでは説明資料の10ページのほうをお開きください。税条例の新旧対照表になります。今回の改正につきましては、このページの第2条の第3号にあるように「に」という助詞が抜けていたり句読点が抜けていたりということで、送り仮名、句読点、助詞の誤りの修正が多くあります。これにつきましては、説明は省かせていただきまして、字句の訂正や見直し事項について順を追って説明させていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

続きまして、第2条の第3号の後半ですが、「納付すべき」が「納税すべき」というふうになっている字句の修正であります。次の字句の修正は、第18条の第1項ですが下から3行目ですか、「期日」を「期限」としていたものの修正となります。

次ページ、第18条の4の改正ですが、これは納税証明書の規定につきまして、改正前は準則に準じた規定となっておりますが、津別町の場合、手数料条例ですべて規定していますので、第2項は必要がないということで第1項のみとする津別町の現状に合わせた改正となっております。このような形で改正前、改正後の形で改正をお願いするものであります。

続きまして、第19条第1号につきましては、これ下から3行目になりますが「納入」を「納付」としていたもの、めくりまして12ページの第2号は「経過する日まで」を「経過するまで」と「日」が抜けいたものの修正となっております。同じページ、第23条は「法人税割額」を「法人割額」としていたものの修正になります。

続きまして、句読点、送り仮名の説明は省かせていただいておりますので、次ページの下段のほうになります。第36条の2、第9項をご覧ください。これは改正前「10日以内」を「30日以内」に改正するものでありますが、これは事業所の設置届け出の期限で、設置してから10日以内としておりましたが、現状の実態、あと他の市町村の状況を鑑み、今回30日以内に見直しする改正になります。そういう形で改正をお願いするものであります。

次に、第36条の3の2、第4項ですが、これは14ページになりますが「提供する

こと」というものを「提出すること」となっていた字句の修正となります。

次に 14 ページの第 40 条の改正ですが、本文は「とおりである。」を「とおりとする。」としていました字句の修正なのですが、第 40 条につきましては納期について、これは町民税の第 4 期、12 月の納期を 1 日早めて「12 月 28 日」を「12 月 27 日」と改めるものです。これは改正をお願いする国民健康保険税条例等と改正と一緒に改正するものですが、次の議案第 10 号において、次年度から国民健康保険税と後期高齢者医療保険税について納付する方の便宜を考えまして、これまで 7 期だった納期を 2 期延ばし、翌年の 2 月まで 9 期まで延ばす内容の改正を行う予定であります。これに伴いまして 12 月の納期についても今回見直しをしようとするものであります。これまで納期限は町の御用納めが 12 月 28 日、昔は 28 日だったのですが、そのときに合わせていました。ところが 28 日が土曜日でありますと土日や役場の正月休日期間等の暦の関係上、納期限が翌年の 1 月 6 日まで延ばされることとなります。昨年から今年についてもこのような状況でした。口座振替が次の年になることや、新たに 1 月納期も増やすことから納期の間が狭くなります。それから後、督促状の時期が遅れるということなどの理由から 1 日早めようとするものであります。これによりまして 27 日が土曜日でありましても納期限は次の月曜日、12 月 29 日となりまして、現状の役場の休日にならないため翌年に越さないこととなります。今回 12 月に納期を設定しています町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料において 1 日早くする条例改正をお願いする次第であります。ちなみに税の準則では 12 月納期については 12 月 25 日を基準とされていますが、できるだけ遅くということで 12 月 27 日として設定させていただいております。

次に、第 41 条ですが、これは道民税額を道民税としていたもの、それから「第 47 条の 6」を条が抜けまして「第 47 の 6」としていたものの字抜けの修正となります。

次ページ、第 43 条は「当該不足税額」を「不足額」、つまり税が抜けていたもの。それから「延滞金額」を「滞納金額」としていたものの修正となります。下段の 46 条の 4 は、「事務所」に「等」を付ける修正となります。

次に 16 ページ、下段のほうになりますが 53 条の 2、それから次ページの上段の 53 条の 3 は、「所得割」に「額」を付けていたものの修正です。それから第 53 条の 7 は

見出しは助詞が抜けていたものですが、本文で「町に納入」すべきというのを「町長の納入」するとしていたものの修正となります。次の第53条の8、第1号は「申告書」を「申告」としていたものの修正、「書」を加える修正になります。

次ページになりまして18ページ、第54条第7項は、「この項」を「本項」としていたものの修正、続く第56条は「医療法」を「医療法人」、「人」というものを付けていたものの修正となります。次ページ、第19ページの下段のほうの第57条の第2号は、「等」と「当該」という文字が抜けていたものの修正になります。第58条の2は、めくりまして20ページの上段の「おいて」というものを「おいてい」としていたものの修正となります。次の第61条第2項は課税標準算定に制定時より誤って「償却資産」を入れていたものを削る修正で、実際に償却資産の課税表示の規定は第7項以下の規定になっております。ということで「償却資産」をすべて削る形になります。

次ページ、同条の第5項は「価格の基礎となった」を「価格に比準すると」改正すべきのところを「価格の基礎となった」を削らないまま改定してしまいましたので、今回この「価格の基礎となった」を削る形になります。下段の第7項は、台帳の名称に「課税」が抜けていたものを入れる修正、次の第8号は「前7項」としたものを「前各号」に文言を改める改正となります。

次の22ページから23ページまでの第63条の3については「あん分」という字を漢字とする表記の統一に伴う改正となります。続いて、めくりまして24ページの第69条ですが、都市計画税に係る規定の誤りの修正になります。本町では都市計画税については課税していませんので、関係条文を削らなければならないのですが、制定時に一部削り漏れというものがあつたものの修正となります。次の第71条は第1項第3号で「価値」を「価格」としていたものの修正です。次の第73条の2、第73条の3の第2項ですが、先の第18条の4の修正と同様に規則ではなく手数料条例で定めていますので、これは削ることができるのですが、ただ今後の改正時に誤りがないようにここは削らなく「削除」として条文を改正するというものであります。また次の第77条は、台帳名の修正となっています。

次ページ、81条ですが、これは条例制定時に既に削除となっていた準則では「削除」となっていたが軽自動車の課税免除の事項で、実際の取り扱いにおいても課税免

除の取り扱いを行っていないもので今回「削除」として改めるものです。次の第 85 条は同様に制定時に間違っただけで残ってしまった字句、「(ただし書削除)」これ本当に誤ってぽんと載ってしまったのですが、それを削る修正となります。第 88 条の見出しは「等」を加える修正、第 89 条第 2 項第 8 号は「車輛」の漢字がこれは制定時に「車両」という制定後の字になったのですが、それを漢字の修正という形になります。

次のページ 26 ページは、送り仮名と漢字の修正になります。この辺は説明は省きまして次の 27 ページをご覧ください。上段第 92 条と中段の第 93 条第 4 項は「卸売販売業者」に「等」を加える修正になります。間の第 93 条第 2 項は、これは括弧書きが全角になってましたが、これを半角にする修正となっております。

次のページ、28 ページの中段の 133 条ですが、過料の額が法及び準則において改正になった際のこれは改正漏れです。「3 万円」を「10 万円」に改めるものです。法改正時から現在まで特別土地保有税については課税状況がありませんので、10 万円となるというような該当する事項もなかったことを申し添えたいと思います。同ページ下段の第 137 条第 2 号は「若しくは」を「又は」にしていたものの修正となります。

次ページ、第 150 条の見出しになりますが、これは「義務等」を「義務者」と間違えているものの修正となります。

めくりまして 30 ページ、ここから附則になります。附則第 3 条の 2 の最後の部分は、これは括弧、片側の括弧が一つ多かったもの、二重になっていたものを一つなくすという修正になります。次の附則第 7 条の 3、それから次ページにわたります附則第 7 条の 3 の 2、第 2 項第 1 号までは、すべて括弧を全角から半角にする修正となっております。同じ 31 ページの下段の第 3 号は片括弧、かぎ括弧とすべきなのを波括弧で改正したというものの修正になります。次の附則第 8 条第 3 項は「前 3 条」とすべきところを「前 2 条」としていたものの修正となります。

めくりまして 32 ページ、土地の価格の特例なのですが 26 年度以降に係る部分の改正漏れと附則第 11 条の 3、附則第 12 条の 2、附則 12 条の 3 について削ることをしていなかった改正漏れを修正するもので、これは新旧対照表どおりに修正するものであります。下段の下のほうの附則第 16 条の 2 第 2 項については、適用様式の番号誤りを修正するものとなっております。



次ページ、第 16 条の 3、第 3 項第 2 号につきましては、附則第 7 条の 3 から引用する項の誤りを修正するものであります。めぐりまして 34 ページになります。34 ページ附則第 17 条第 2 項につきましては「特別控除額の控除」を「特別控除」にしていたものの修正。次ページ、下段の附則第 18 条につきましては、「譲渡による所得」を「譲渡所得」としていたものの修正です。

続きまして、まためぐりまして 36 ページ、附則 18 条、第 5 項第 2 号は引用条文に「第」、第何条の第を付け忘れたもの。次の附則第 19 条の 5 第 2 項は「所得割額」に「額」を付けていたものの修正になっています。次ページ附則第 19 条の 6、第 1 項は丸括弧を付け忘れたもの。同条の第 6 項については引用条文からの条文を指すのに「の」が抜けていたものの修正になります。次の 38 ページ、めぐりまして附則第 20 条の第 2 項及び第 6 項は引用条文に第何条の「第」を多く付けたものの修正になっております。次ページにあります附則第 20 条の 4、第 2 号につきましては既に規定している字句を重ねてしまった表記の誤り、それから次の附則第 22 条第 3 項については漢数字の「三」を間違えて入れてしまったものの修正になっています。

続きまして、40 ページの附則第 22 条の 2 については「供されていた」とするものを「供された」とした表記の誤りの修正です。

以上、新旧対照表の説明といたしますが、送り仮名、句読点、助詞の誤りについては説明を省略させていただきました。それらを合わせまして条文化したものが議案の改正条文となります。

それでは議案の条文のほうをめぐっていただきたいと思います。今まで説明しました内容を条文化したものですので、改正条文そのものは説明を省かせていただきますが、6 ページめぐりまして最後 6 ページの附則の説明をしたいと思います。本来字句の修正につきましては公布日施行とするところですが、第 40 条の改正で町民税の普通徴収の第 4 期、12 月納期の末日を改める内容がありますので国民健康保険税条例と合わせまして平成 26 年度からの適用とするため平成 26 年 4 月 1 日から施行とするものであります。

以上、改正内容の説明とさせていただきますが、これまで条例中に字句の誤り等がございましたことをおわび申し上げたいと思います。なお、課税事務上問題となるよ

うな重大な誤りはないと考えているところでありますので申し添えます。

今後におきましても字句の誤り等がございましたら、他の改正等と合わせまして随時修正等願いますることになると思いますので、その点についてもご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「ない」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第10号 津別町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第10号 津別町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

説明資料によりご説明申し上げますので、資料の41ページをお開き願います。今回の改正は、先の提案理由で申し上げましたが国民健康保険税条例、介護保険条例、後

期高齢者医療に関する条例の一部を一括して改正する内容になっています。改正理由ですが、先ほどの条例の一部改正の説明でも申し上げていましたが、現在、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の普通徴収の納期は6月から12月までの7期に分けています。このため10月以降に保険に加入した場合は納期が1期から2期しかなく、被保険者にとってはまとまった金額となり負担が大きく、納付方法の要望が出されていたものであります。今回、現在の納期を7期から9期に増やし、最終納期を翌年の2月末日にすることで被保険者の方が納付しやすくなるよう改正しようとするものであります。また、第7期の納期限、介護保険料は第4期になりますが、先ほどの税条例の一部改正で説明したとおりの理由によりまして、12月28日を12月27日に改正するものであります。

説明資料41ページの下段の新旧対照表は国民健康保険税条例分になります。次のページの42ページの上段が後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表、その下が介護保険条例の改正内容となっております。

それでは議案書のほうに戻っていただきまして、ただいま説明したものを改正条文としたものであります。

附則といたしまして施行期日は平成26年度からの適用ということで26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 11 号 津別 21 世紀の森基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 11 号 津別 21 世紀の森基金条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

基金条例につきましては、昨年 12 月定例会において津別 21 世紀の森施設が平成 26 年 4 月 1 日に北海道から町に移管されることにあたり、移管後の施設管理に充てるための支援金が道から交付されることから、基金として積み立てるための条例として提案し議決いただいたものでございます。その際、条例施行日を本年 4 月 1 日として公布しているものでございます。このたび北海道のほうから、この移管に伴う支援金を今年度である平成 25 年度予算で交付する旨の通知があったところでございます。現在この予算につきましては道議会のほうで審議中でございます。このため本町においては同一会計内で支援金を受けるための交付金対応といたしまして必要となり、支援金を積み立てるための基金条例の施行日を現行の平成 26 年 4 月 1 日から今年度内となる平成 26 年 3 月 31 日に改正するため条例の一部改正を提案するものでございます。

説明資料は 43 ページになりますけれども新旧対照表を載せてございます。ただいま説明いたしましたとおり、条例施行日の施行日を平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日に改めようとするものでございます。

議案に戻っていただきまして附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。なお、今回の平成 25 年度内での会計措置に関しまして、町として歳入歳出予算の補正が伴うこととなります。道と町による施設の譲渡契約が 3 月末に取り交わしとなることから、その後、議会招集の時間的余裕がなく、年度内

において専決処分において予算補正を行わせていただくこととしておりますので、ご了承願いたいと思っております。

以上、津別 21 世紀の森基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） 単純なことなのですが、これ説明資料添付になってますよね。これだけのことだったら本案で十分わかるので、これはカットしてもいいのではないかというふうに率直に思いますので、紙の無駄にならないようにひとつお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） 条例改正多々いろんなケースがございますけれども、今のご意見をちょっと拝聴いたしまして今後総務課とも議案の都度検討させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 12 号 津別町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） ただいま上程となりました議案第 12 号 津別町奨学金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を申し上げたいと思います。

提案理由にもありましたとおり、このたびこの条例の見直しを行い、奨学審査委員の定数及び各号に掲げるもの、そして各号委員の定数を改正しようとするものであります。

それでは本文の説明に入りたいと思いますが、お手元の説明資料 44 ページの新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。津別町奨学金条例第 5 条第 2 項に規定しております委員の人数を「5 人」から「5 人以内」とし、各号に掲げるものから 1 号委員の「議会議員」を削除いたし、2 号委員の民生委員から 4 号委員、教育関係者までの委員をもって構成し、各委員の定数も削除するものであります。

本文に戻っていただきたいというふうに思います。附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行すると改めるものでございますが、現在の委員の任期が平成 26 年 4 月 30 日まででありますことから、第 2 項といたしまして改正後の規定は現委員の任期満了後に委嘱する委員から適用すると経過措置を設けております。

以上、内容のご説明を申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第13号

○議長(鹿中順一君) 日程第13、議案第13号 津別町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹(佐藤美則君) ただいま上程されました議案第13号 津別町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

先に提案理由で説明いたしましたが、地域の自主性及び自立を高めるための法律、いわゆる第3次一括法が公布され、社会教育委員の委嘱基準について法律から市町村条例に委任されることとなりましたので、条例の一部を改正するものであります。

それでは説明資料45ページの津別町社会教育委員条例新旧対照表をご覧ください。右側が改正後になります。第1条では社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数、任期、その他必要な事項を定め、第3条では新たに「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。」を新設し、以降、第4条から第8条まで1条ずつ繰り下げるものであります。

それでは議案本文へ戻っていただきたいと思います。新旧対照表で表した内容を文章化したものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので原案にご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 14 号 津別町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 14 号 津別町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

資料 46 ページをご覧ください。今回一部改正しようとしています条例につきましては、平成 26 年 4 月に予定されている消費税率引き上げに伴い介護報酬が改正になります。そのため介護予防・生活支援事業手数料の生活援助員派遣事業は介護報酬を定め



ている指定居宅サービス介護給付費単位数表を基準としているため、あわせて手数料の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいのですが、2の生活援助員派遣事業20分以上45分未満「218円」が「219円」、45分以上「270円」が「271円」というふうに改正するものでございます。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を条文として整理したものであります。附則といたしまして、26年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げましたので原案にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第15号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第15号 津別町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 15 号 津別町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

資料 47 ページをご覧ください。今回の改正理由につきましては、上位法令となる介護保険法の条文変更に伴う改正、地域包括支援センター管理運営規則に定めていた職員及び運営協議会委員の報酬の支給根拠のため、運営協議会の設置を条例に規定したものでございます。また、平成 20 年 4 月より中国残留邦人等に対する新たな支援制度が実施されておりますが、介護支援給付について生活保護法の規定の例により当該介護扶助の実施機関の依頼に基づき行われることを追加したものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第 1 条につきまして「第 115 条の 39 第 1 項に規定する包括的支援事業及び法の施行に関し町長が必要と認める事業を実施するため、地域包括支援センター」ということ、これを介護保険法「第 115 条の 46、第 2 項の規定に基づき、津別町地域包括支援センター」というふうに文言を変更してございます。

第 3 条を職員の部分を新設してございます。「支援センターに、支援センター長のほか必要な職員を置く」。第 4 条に旧は第 3 条で 1 号として被保険者が要介護状態（法「第 20 条」に規定する）となつてございますが、これが「第 27 条」というふうになつてございます。

48 ページをご覧ください。ここで第 5 条の中で新設をしてございます。3 項といたしまして「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 2 項第 4 号の介護支援に係る者の介護予防支援は、当該介護扶助の実施機関の依頼に基づくものとする。」ということを追加してございます。第 6 条に追加してございます。条が変わりまして第 8 条になりますが、運営協議会、「支援センターの円滑な運営を図るため、津別町地域包括支援センター運営協議会を置く。」というように改正になります。

条文に戻っていただきまして、今説明した内容を条文として整理したものでございます。附則といたしまして、公布の日から施行するということでございます。

以上、説明が終わりましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 今改正条文の中にセンター長を置くということと、センターの運営協議会を置くということがあるのですが、センター長はどういった方になっていくのか、それから運営協議会の構成はどういったメンバーになるのか質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） センター長については課長を充てるというような形になってございます。運営協議会の人員構成ですけれども、今まで規則で定めていたものを報酬の支給根拠を条例に定めるということで、こちらに移したものでございますが、申し訳ないです、ちょっとメンバーについては今持って来ていません。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 地域包括支援センター運営協議会の委員の方については、介護保険事業計画の策定委員のメンバーと同じでございまして、15 人以内というふうに定めておりまして、保健医療関係者、福祉関係者あと老人クラブだとか、あるいは民生委員の協議会の部分だとか、さらには住民代表ということで J A の女性部だとか商工会の関係、自治会連合会の関係と、そういったような形で広く地域住民の方の意見を吸収できるような形でということで委員を選任しているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） メンバーについては地域からの意見を広く吸い上げられるようなメンバーだなということを今の話でよくわかりました。地域包括支援センターのことに言え、現在国が示されている要支援 1、2 の打ち切りとともに事業を移管するということが包括の役割も非常に増えてくるというか、なおかつ認定者の数も非常に国も増えていきますし、津別町自体も増えていきますので、包括支援センターの役割は、いよいよ大変になってくるんだなというふうに私も拝察しておりますけれども、こうした運営協議会の中で、やはりもちろん対象者の要認定者はもちろんですけれども、その中で働いていく人、特に包括支援センターの職員以上にボランティアと

か、そうした方を国の方針というか、恐らくそれを入れなければやっていけないと思うのですけれども、そうした方に配慮できるような協議会の運営を今のうちからお願いしておきたいなと思います。条例に関しては私は納得いたしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 運営協議会は地域包括支援センターの運営協議会は基本的には年1回開催をして毎年包括支援センターの事業実績、そして次年度の事業計画という形で協議を行っていただいているのですが、今議員おっしゃるとおり来年度というか平成27年度から国の新たな介護保険法の改正が行われて、申し上げたような要支援者の部分が今度市町村の事業のほうに移行してくるというようなこともございます。これはむしろ地域包括センター運営協議会というよりは介護保険事業計画の策定委員会の中で、そちらのほうの主たる協議をする場ではないかなというふうには思っておりますが、その中で町として具体的にそういった総合支援事業というふうな名称が使われてますけど、それをいつの年度からスタートするのか、国は29年度まで全市町村が移行しなさいよというようなことをいわれてきておりますが、なるべく早期に移行できるような、それとあわせて議員おっしゃるような形で生活支援サービスを実施するための、そういうボランティアの制度の見直しだとか、あるいはNPOだとかいろんな自治会のみなさんにも協力できる部分がないのか、そういった部分も含めて委員会、あるいは協議会の中で議論ができればいいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 16 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 17、議案第 17 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 16、議案第 16 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 17、議案第 17 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 16 号から順次説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 16 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

改正理由につきましては、議案第 16 号、議案第 17 号とも町税等を滞納しないことを入居者の資格要件に追加するものであります。この資格要件につきましては、これまで条例に定めがありませんでしたが、住宅募集時に申込書類に明記して運用しておりました。しかし納税の確保や完納者との公平性、管内市町村の状況から条例に定め

ることが適当と判断したもので、条例に追加するため条例の一部を改正するものであります。あわせて議案第 17 号において公募の例外について条文を整理するため条例の一部を改正するものであります。

それでは説明資料の新旧対照表に沿い内容を説明したいと思います。49 ページをお開きください。左側の改正前第 6 条、入居者の資格、「第 4 号まで」を新しく 5 号を加えたことから、「第 5 号」に改めるもので、第 5 号は「町税及び町使用料等を滞納していない者。ただし、町長が特に認める者は除く。」を加えるものです。ただし書きは町営住宅は低所得者向けの住宅であることから滞納等があっても今後返済可能が見込まれるなど特別な事情等の場合において対応しようとするものです。

次に 50 ページをご覧ください。議案第 17 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例、新旧対照表になります。左側の改正前第 4 条、公募の例外は次条第 2 号の次に「及び第 3 号」を加えるもので、これは昨年 9 月定例会において条例改正承認をいただきました災害関係を追加しました条文、災害により滅失した住宅に居住していた者であって、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者を第 5 条 2 号に追加した際、第 4 条公募の例外に繰り下がった第 3 号を加えなかったことから第 3 号を追加するものです。大変申し訳ございませんでした。

第 3 号の条文は前号に掲げるもののほか、災害不良住宅の撤去その他の特別の事情のある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として町長が認める者でございます。

次に、第 5 条、入居者の資格に町税及び町使用料等を滞納していない者を第 6 号として新たに追加するものであります。

議案第 16 号、議案第 17 号条文につきましては、ただいま新旧対照表で説明した内容を改正条文にしたものであります。附則につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第 16 号、議案第 17 号の内容について説明申し上げました。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 16 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 17 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 16 号及び議案第 17 号の 2 件については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3 時 19 分

再開 午後 3 時 30 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 18 号 津別町下水道条例の一部を改正する

条例の制定についてから、日程第 21、議案第 21 号 津別町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 18、議案第 18 号 津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 21、議案第 21 号 津別町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題とすることに決定しました。

議案第 18 号から順次説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹(金野茂幸君) ただいま上程となりました議案第 18 号 津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号 津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 津別町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。

説明資料 51 ページをご覧ください。改正理由につきましては、提案理由で申しあげましたとおり平成 24 年 8 月 10 日に成立しました「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(税制抜本改革法)」(平成 24 年法律第 68 号)、附則第 18 条及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 69 号) 附則第 19 条の規定に基づき「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成 25 年 10 月 1 日閣議決定)において、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率(国・地方)を 5%から 8%へ引き上げることが確認されたところです。消費税は価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担をいただくことを予定としている税であります。これに伴い公共料金等の改定につきまして税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考えを踏まえ、消費税率引き上げ



分について料金、各使用料を改定することとし、津別町下水道条例、津別町個別排水処理施設管理条例、津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例、津別町水道事業給水条例の所要の改定を行うものであります。

それでは新旧対照表に沿って説明をいたしたいと思っております。現行使用料は内税方式で総額表示方式としております。消費税率の引き上げに対応いたしまして現行使用料から5%の消費税額を減じた額を基本使用料といたしまして、これに8%を乗じた額が改正後の使用料となります。

52 ページをご覧ください。議案第 18 号 津別町下水道条例新旧対照表から説明します。第 17 条使用料の算定方式改正前、一般の汚水、基本料金「1,800 円」、超過料金「180 円」を基本料金「1,852 円」、超過料金「185 円」に改めるものです。次に、公衆浴場の汚水 1 立方メートルにつき「50 円」を「51 円」に改めるものです。

53 ページをお開きください。議案第 19 号 津別町個別排水処理施設管理条例新旧対照表になります。別表第 9 条関係、個別排水使用料改正前、5 人槽、月額使用料「2,700 円」、内訳として基本使用料「2,000 円」、人槽別使用料「700 円」を月額使用料「2,777 円」、基本使用料「2,057 円」、人槽別使用料「720 円」に改めるものです。6 人槽、月額「2,840 円」、人槽別「840 円」を月額「2,921 円」、人槽別「864 円」に改めるものです。7 人槽以下改定後、月額「3,065 円」、人槽別「1,008 円」に改め、8 人槽、改定後月額「3,209 円」、人槽別「1,152 円」、10 人槽、月額「3,497 円」、人槽別「1,440 円」、13 人槽、月額「3,929 円」、人槽別「1,872 円」、14 人槽、月額「4,073 円」、人槽別「2,016 円」、15 人槽、月額「4,217 円」、人槽別「2,160 円」、16 人槽、月額「4,361 円」、人槽別「2,304 円」、18 人槽、月額「4,649 円」、人槽別「2,592 円」、21 人槽、月額「5,081 円」、人槽別「3,024 円」、30 人槽、月額「2,263 円」、人槽別「206 円」、42 人槽、月額「8,105 円」、人槽別「6,048 円」に改めるものです。

議案第 20 号 津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例新旧対照表、第 14 条使用料の算定方式改正前、一般の汚水基本料「1,800 円」、超過料金「180 円」を基本料金「1,852 円」超過料金「185 円」に改めるものです。

55 ページをお開きください。議案第 21 号 津別町水道事業給水条例新旧対照表になります。別表第 1 (19 条関係) 水道料金改正前、家事用の基本料金「2,100 円」、超過

料金 20 立方メートルまで「210 円」、20 立方メートル超え「200 円」を改定後、基本料金「2,160 円」に改め、超過料金 20 立方メートルまでを「216 円」、20 立方メートル超えを「206 円」にそれぞれ改めるものです。

次に、業務用の基本料「4,520 円」、超過料金「250 円」を基本料金「4,649 円」、超過料金「258 円」に改めるものです。備考は文言の整理により「官公署、団体又は営業もしくは営業に附属して使用するもの」に改めるものです。

次に、工業用 100 立方メートルの基本料金「20,000 円」、超過料金「180 円」を基本料金「20,571 円」、超過料金「185 円」に改め、1,000 立方メートルの基本料金 180,000 円、超過料金「150 円」を基本料金「185,143 円」、超過料金「154 円」に改め 3,000 立方メートルの基本料金「476,000 円」、超過料金「70 円」を、基本料金「489,600 円」、超過料金「72 円」に改め、6,000 立方メートルの基本料金「680,000 円」、超過料金「40」円を基本料金「699,429 円」、超過料金「42 円」に改めるものです。

次に、公衆浴場の基本料金「15,700 円」、超過料金「180 円」を基本料金「16,149 円」、超過料金「185 円」に改めるものです。

56 ページをお開きください。病院用の基本料金「56,000 円」、超過料金「220 円」を基本料金「57,600 円」、超過料金「226 円」に改めるものです。

次に、営農用の基本料金「6,400 円」、超過料金「110 円」を基本料金「6,583 円」、超過料金「113 円」に改めるものです。備考は文言の整理により「営農用又は畜産用に使用するもの」に改めるものです。

次に、私設消化栓用の基本料金「2,600 円」を「2,675 円」に改めるものです。

次に、原水供給用 100 立方メートルの基本料金「2,600 円」、超過料金「30 円」を基本料金「2,675 円」、超過料金「31 円」に改め、9,000 立方メートルの基本料金、「236,000 円」を「242,742 円」に改め 1 万 8,000 立方メートルの基本料金「453,000 円」を「465,943 円」に改め、2 万 7,000 立方メートルの基本料「670,000 円」を「689,143 円」に改めるものです。

議案第 18 号から議案第 21 号までの条文につきましては、ただいま新旧対照表で説明したものを改正条文にしたものであります。各附則において、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、議案第 18 号から 21 号についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 18 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 19 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 20 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 21 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 18 号から議案第 21 号までの 4 件については原案のとおり可決されました。

### ◎議案第 22 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 22 号 津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 22 号 津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

有害鳥獣駆除奨励条例については、鳥獣による人畜への被害を防止することと、林木や農作物などを保護するため有害鳥獣を駆除した者に対し条例の定めるところにより奨励金の交付を行っているものでございます。

説明資料 57 ページの新旧対照表をご覧ください。資料では一部省略してございますけれども、現在条例第 5 条でヒグマとエゾシカを第 1 号と第 2 号にそれぞれ規定しているところでございます。今回の改正は第 3 号となりますけれども、奨励金の対象としている有害鳥獣としてハシブトカラス、ハシボソカラス、キジバトを規定しておりますが、同号に「ドバト」を加えようとするものでございます。これは近年おもに畜産農家でドバトによる飼料、エサの農業被害が増えつつありまして、今後も同様の被害が恒常的に発生することも予測されること、また近隣町においても同様に奨励金の対象としてドバトを規定していることなどから改正いたしまして、第 3 号にドバトを加えようとするものでございます。

以上、津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について、地方自

治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

申し訳ありません。条例のほうに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 22 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 23 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 23 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） ただいま上程となりました議案第 23 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、内容の説明をさせていただきます。

本件につきましては、組合を組織する団体の一部が解散、脱退することによるものでございます。

それでは、お配りの資料の 58 ページをご覧くださいと思います。新旧対照表に

より説明させていただきます。別表の上川のうち上川中部消防組合並びに胆振、伊達・  
壮瞥学校給食組合、この2つの団体が脱退するものでございます。

議案にお戻りいただきたいと思えます。附則といたしまして、この規約は地方自治  
法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することになります。

以上、説明を申し上げましたのでご承認いただきますよう、よろしく願いいたし  
ます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時 47分

再開 午後 3時 48分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第24号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、議案第24号 美幌地域3町障害程度区分認定等審

査会共同設置規約の変更についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 24 号 美幌地域 3 町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について、内容の説明を申し上げます。資料 59 ページをお開き下さい。

今回の変更する規約につきましては、地域社会における共生の実現に向けた障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、平成 26 年 4 月 1 日から障害程度区分が障害支援区分に改められることに伴い、規約の名称及び条文の一部を変更するものであります。この法律の改正の趣旨につきましては、障がいの程度、重さではなく標準的な支援の必要度合いを示す区分であることが障害程度区分というのではわかりにくいということで、障害支援区分というふうに改めるというものでございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。まず表題につきましては「美幌地域 3 町障害程度区分認定等審査会」が「美幌地域 3 町障害支援区分認定等審査会」に改めると、第 2 条の名称につきましては「美幌地域 3 町障害程度区分認定審査会」が、ここでちょっと等が抜けていたのですが、「美幌地域 3 町障害支援区分認定等審査会」に改めるというような内容でございます。なお、これにつきましては地方自治法第 252 条の 7 の機関の共同設置で協議により規約を定め 252 条の 2 第 3 項を準用されますので、関係地方…。

○議長（鹿中順一君） すみません。ちょっと休憩してください。

○議長（鹿中順一君） 再開します。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 252 条の 2、第 3 項が準用されますので関係地方公共団体の議会の議決が必要なものでございます。条文に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を条文として整理したものでございます。附則といたしまして平成 26 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、内容の説明を申し上げましたので原案をご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第25号

○議長(鹿中順一君) 日程第25、議案第25号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について相生総合交流ターミナル施設を議題にします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹(川口昌志君) ただいま上程となりました議案第25号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について内容のご説明を申し上げます。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき、これまで指定管理を行ってきている施設のうち、本年3月31日で指定期間が到来する施設につきまして、本年4月から引き続き指定管理を行うための提案でございます。津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条、公募によらない選定という規定がございます。条例規定では町長は施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思料するときは公募によらず津別町が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体を指定管理者の候補者とし



て選定することができる」とあり、今回提案する施設につきまして、これまでの指定期間同様、公募によらない選定を行ったところでございます。

先月2月6日になりますが、指定管理者選定委員会が開催され、1点目として過去の指定管理期間における実績、2点目に今後も施設目的を効果的、効率的に達成することが見込まれること、3点目として地域等の活力を積極的に活用して事業を実施することが期待できるという観点から引き続き指定管理者とすることが了承され、選定されたところでございます。

議案書になりますが、今回指定管理者の指定を行う内容として1、施設の名称等は津別町字相生83番地1、津別町相生総合交流ターミナル施設。2、指定管理者の名称等は津別町字相生83番地1、株式会社相生振興公社 代表取締役 佐藤正敏。3、指定の期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までという内容であります。

以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この振興公社についてちょっとお伺いをしたいと思います。地域の出資も伴って公社ができたと思いますけども、現在この民間の出資者というのがどれぐらいいるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ちょっと今手元に出資の株数とか人数の関係の資料ちょっと手持ちに持ち合わせてございません、申し訳ありません。

津別町のほうが50%出資ということでやってございまして、株主のほうは高齢化して前回の総会でいきますと昨年の5月になりますけれども、その中でも将来にわたる株式の関係につきまして総会等でも取締役会含めて議論がされてございます。株券を持たれている方々もそれぞれ先ほど言いました高齢化等がございまして、将来にわたって株式をどうするかということが近々、例えば直近であれば今年であれば5月に通常総会を開く予定になってございますので、その前段の取締役会でまた議論するという運びになってございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） わかりました。それで多分指定管理者の指定については協定書を結んで行われると思いますけれども、前協定書と変わらない、今度の新しい更新の協定書になるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） 現状におきましては4月1日からの協定期間となります。議決されればになりますので、現状においては内容等については施設管理、それとかいろんな情報管理含めて施設の管理については協定書の内容としては同じでございます。若干費用面については少し精査されて今年度の予算計上も今後ありますけれども、額の違いこそあれ文章表現としては同じような内容になってございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 1点だけ確認をさせてもらいたいと思います。今回の指定になった方については任期がやがて伴うというふうに思っています。それでこれは充て職でやるのかどうか、まず確認をさせてもらいたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） 株式会社相生振興公社の定款にそれぞれ役員等が定めはございますので、それに基づいて定められてございます。ちょっとお待ちください。社長は副町長の佐藤正敏ということになってございまして、あと前回まで代表権を持つのが佐藤正敏社長と前回までは地元の土田栄一様が代表権を持ってございましたけれども、昨年5月で代表権を外れておりまして取締役という形になってございます。あと、庁舎内でいきますと役場の課長職が取締役ということで1人はまっております。あと、一般の方で取締役がございまして。あと、監査役として地元の方1名と町のほうから会計管理者である房田課長が監査役という形になってございます。

以上でございます。

（何事か言う声あり）

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） すみません。充て職ということのご質問でございましたけれども、現在、産業振興課長が取締役という形になってございます。

以上です。

大変申し訳ございません。

副町長が充て職という形で代表者ということになってございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） これ人に関する事だからあまり言いませんけども、いずれにしても結局これ充て職でやられているというふうな確認でよろしいかどうか、もう1回明解に答弁お願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

これ実は以前からずっと津別振興公社、それから相生振興公社、町長がいえば充て職ということでこれまでやってきたわけなのですけれども、私も町長になってからそれぞれ市や町のこういういろんな公社を持っているところがございます。そこでいきますと大体町長あるいは市長がなっているというのが一部ありますけれども、やはり同じ人物でないほうが望ましいということもあって、かなり副町長あるいは助役の時代からそうやられている方もありますので、それで相生振興公社については現在副町長にやってもらっているという状況です。これから、それをずっと引き継いでいくかどうかということについては、また公社の中でも振興公社の中でもその方向でいいかどうかということも含めて変わりの時期がきましたら、また議論になろうかというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） これについては例えば多くの職員も定年、その他をいろいろ迎えながらいろいろ生活の問題もいろいろありますけども、これやっぱり人に関するものですから先走りはあれなのですけども、充て職なら充て職というふうなことは

つきり明確にしてもらわないと、いってみれば先付けでなったら充て職でなければずっと延長と、そうなってくれば報酬を伴うだとか今は無報酬だと思いますけども、そういうふうなもろもろの問題が出てきますので、我々にも明確にさせていただいたほうがいいかなというふうに思うものですからこういう質問をしておりますので、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） 大変申し訳ございません。充て職という表現ちょっと表現が間違っております、取締役会というのがございまして、取締役の中から当然取締役の中でだれが代表ということに決めることございまして、たまたま本会社につきましては筆頭株主ということで町がなっておりますので、その流れといったらおかしいのですけれども、そういった形もありまして代表者が副町長ということになってございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今川口主幹から言われたとおりなのですが、あと今出ておりました定年退職の部分については、これはご承知のように津別町振興公社もそうですけれども、人的に必要な部分については今回は以前の上野課長がそうですけれども部長職ということで、その力量を公社の中で発揮していただいているところですが、そういう定年退職者も必要な部分については配置をして受けてもらってやっていただくというふうな流れで今進めているところですので、大方の枠はそう変わるものではないのかなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 26 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 26、議案第 26 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、堆肥製造施設を議題にします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 26 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について内容のご説明を申し上げます。指定管理者の選定経過につきましては、先の議案第 25 号の内容と同様でございます。公募によらない指定管理者の選定ということで津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条の規定によるものでございます。

本議案につきましても津別町が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるとの規定に基づく選定でございます。先の施設同様 2 月 6 日に指定管理者選定委員会が開催されまして、当該施設につきまして引き続き指定管理者としてふさわしいという選定がなされたところでございます。

議案書になりますけれども、記以下よりご説明いたします。1、施設の名称等については津別町字共和 550 番地ほか、津別町堆肥製造施設。2、指定管理者の名称等は津別町字大通 33 番地、津別町農業協同組合 代表理事組合長 山下邦明。3、指定の期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございます。

以上、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君） ちょっと 1 点確認をしながらちょっとお聞きをしたいのですが、昨日、私たちの地域で農協の懇談会があったわけですが、その中で子会社の有限会社だいちということで、農協の子会社ということで今までずっと畜産関係の離農跡地の次の受け皿、新規就農を含めてやってきたのですが、今現在 TMR センターやコントラ事業を、牧草、畜産のコントラ含めたいものコントラ事業もやっているわけですが、その中でその事業と一緒に農協も本業以外の事業をまとめたいというのも一つあるのだと思うのですが、その中で堆肥製造施設についてはだいちで運営をしてもらうというかという話がちょっと昨日あったものですから、そういう形で役場と農協との話ができているのかどうか確認だけしておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） ただいま質問ありました堆肥製造施設の 26 年度以降の運営について、今藤原議員おっしゃった内容、農協のほうから伺っております。有限会社だいちにつきましては農協出資がもう 9 割以上という、100%ではないのですが、という内容でありまして、農協のほうで堆肥センターの決算については農協の決算に組み入れて決算をするというふうに聞いておりますので、うちのほうとしては農協のほうに指定管理者という形で進めたという経過がございます。

○議長（鹿中順一君） 6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君） 中身についてはわかりました。

決算については、今農協は堆肥センターは堆肥センターで今言われたとおりになっているのですが、だいちがだいちで収支決算が出てくるのですが、今後事業を進めていくのにだいちがだいちの収支を合わせる意味で、ある意味そっちに事業を任せるのかなと思ったのですが、別々な経理をするということ、まだちょっと十分確認していなかったのですが、堆肥センターは堆肥センターで収支は出てくるとい

うふうに理解してもいいということですよ。だいちの中で一括、だいちの中の堆肥製造施設の収支ではないというふうに理解をして、そういうことであればいいのかなという気はするのですけれども、どっちがどっちでもいいのかなとも思うのですが、そこだけきちっと農協と確認をしておかなきゃまずいのかなと思いますので、課長の今言われたとおりであればちょっとだいちに渡す意味も、農協が渡す意味もちょっとわからないのですけれども、そういうことで今当面進むのかなと思いますが、それでいいですよ、そこだけ。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） TMRセンターそれからコントラ、堆肥センターの関係については、だいちのほうで実際に運営をしたいと思いますし、細かい詳細な個別で3分野をどういう会計をするのかは聞いておりませんが、うちが確認した段階では堆肥センターについては農協の決算の中に、当然総会の中に議案として上ってくるというふうに聞いておりますので、そこについてはそういう回答をいただきましたので農協のほうに指定管理をしたという経過であります。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、議案第 27 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別 21 世紀の森キャンプ場等を議題にします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 27 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について内容のご説明を申し上げます。

先の議案第 25 号、26 号でご説明申し上げましたとおり、本年 3 月 31 日をもって指定期間が到来する次の施設につきまして、先の議案同様、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条の規定により、公募によらない指定管理者の選定ということでありまして、現在指定管理者を引き続き指定しようとするものでございます。

議案書になりますけれども、1、施設の名称等につきましては、いずれも津別町公園条例に規定されております次の 2 つの施設でありまして、(1) として津別町字豊永 127 番地ほか、津別 21 世紀の森キャンプ場。(2) として津別町字共和 130 番地 1、津別グレステンスキー場であります。2 の指定管理者の名称等は津別町字幸町 41 番地、株式会社津別町振興公社 代表取締役 佐藤多一であります。3 の指定期間につきましては、これまでの 3 年間の指定期間に引き続き平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。



議案第 27 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 28、議案第 28 号 財産の取得について職員住宅を議題にします。

内容の説明を求めます。

松橋総務課主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） ただいま上程となりました議案第 28 号 財産の取得についてご説明申し上げます。

先の提案理由でも申し上げましたが、幸町職員住宅買取事業に関する協定に基づき、今年度完成いたしました職員住宅を取得するため、議会の議決に付する契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。それでは内容について説明させていただきます。

取得する財産は職員住宅であります。取得する財産の内容といたしましては、議案の裏面をご覧ください。取得する財産の所在は津別町字幸町 93 番地、財産の種類及び数量ですが、種類は職員住宅、延べ床面積は 202.27 平方メートル、取得戸数は 1LDK 1 棟 4 戸、取得する財産の構造は木造平屋建てであります。

前のページにお戻りください。契約の方法ですが随意契約であります。買取金額は 3,994 万 4,000 円で、うち消費税及び地方消費税額は 190 万 2,095 円であります。取得する相手先といたしましては、津別建設グループ 代表者 網走郡津別町字東 2 条 23 番地 津別建設株式会社 代表取締役 野口謙一、裏のページになりますけれども構成員、札幌市中央区南 1 条西 10 丁目 3 番地、株式会社創建社 代表取締役社長 森下京佐であります。

以上説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 28 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 29 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 29、議案第 29 号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

伊藤住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第 29 号津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての内容についてですが、先の提案理由で説明したとおり、平成 22 年 9 月第 7 回定例会で議決していただいております津別町過疎地域自立促進市町村計画に関しまして、体験交流施設の整備等の事業の追加や事業費の変更、さらに町営バスからまちバスへの転換に係る変更等について議会の議決を求めるものであります。

次ページからの別紙、過疎地域自立促進市町村計画（変更）をご覧ください。まず区分、基本的事項におきまして計画書 11 ページと 15 ページの文言の変更です。町営

バスを廃止しましてまちバス（混乗スクールバス）の運行に変更する内容のものであります。変更後として民間バスの開成線と美幌線、それから市街地から各地域にはまちバスの運行としております。

次に区分として交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において計画書 23 ページの文言の変更です。町営バスから混乗型のスクールバスへ変更して記述しております。次ページの 24 ページの変更は路線ごとの運行回数の内容を表として改めたもの、また 26 ページ、27 ページの変更は計画策定時に予定していましたバス購入事業につきましても金額、台数などを見直しまして大型バスの購入をやめ中型バスとしたこと、業務用の連絡車も台数を減らす変更として掲載しております。

次のページになりますが、次は区分として 3、生活環境の整備になります。下水道関係の変更、追加となります。33 ページ、35 ページの変更といたしまして、既に掲載されていた事業の事業名が確定したこと、また事業量の見直し、さらに下水道管理センターの電気計装設備の更新、また次ページの発電機購入が必要となったことから新規追加などが変更の内容になっております。

次に区分 5、医療の確保ですが計画書 41 ページの北見赤十字病院改築工事の負担金であります。これにつきましては、今年の 3 月議会におきまして既に承認をいただいたものですが、去年は工事負担金ということで特別事業とした過疎債ソフト事業として掲載しておりました。これは振興局のほうから工事に関するものはあくまでハードの事業でありまして、他の市町村、同じように過疎計画を出しているところがあるのですが、その他市町村との整合性からも今回診療施設、病院という事業名を新たに起こしまして、昨年承認いただきました過疎地域自立促進特別事業という事業を削除する、削るという変更になります。事業名が変わっただけでありまして、事業年度と金額については変更がありません。

次に区分 6、教育の振興ですが、計画書 45 ページに体験交流施設整備事業を追加する内容であります。

事業内容が単なる宿泊施設ではなく、地域資源を活用しました体験交流型の施設ということで、教育の振興の集会施設として掲載することといたしました。

各種研修の受け入れやグリーン・ツーリズム、スポーツ合宿の受け入れ等も含め幅

広い利用を目的に整備を行うものとして整理したものであります。

それでは次に説明資料 60 ページのほうをご覧ください。

それでは片面今説明した事業の実施年度と事業費を記載した計画書の参考資料となります。事業費ベースで載っておりますので若干説明させていただきます。

まちバスに関する事業は 23 年度、24 年度に計画していた事業が実際になかったため削除しております。

25 年度には既に購入したバス 1,500 万、27 年度には中型バス 2,500 万、業務用連絡車約 500 万の事業費として変更させてもらっています。

下水道関係ですが、60 ページにある分析器更新から 61 ページの発電機購入まで項目があります。事業の見直し、追加、それから 23 年度はそれらにより 23 年度は 420 万円の減、24 年度 1,500 万円の減、25 年度は増減差し引きまして約 2,000 万円の減、それから 26 年度も差し引きで約 9,090 万ほどの増、それから 27 年度につきましては差し引きで 7,600 万円程度の増というふうになっております。

次に、認定こども園施設整備事業ですが、この事業については事業実施年度と事業費の変更であるため、計画書の変更はありません。議案には載らない事業ですので説明はしていませんが、こちらの参考資料として当初計画事業費 24 年度に 8 億としていましたが、計画を 26 年度に変更、事業費も 8 億 201 万 5,000 円としたものであります。

次に、62 ページの北見赤十字病院改築工事負担金ですが、ちょっとこれ申し訳ないのですが区分 6、医療の確保となっておりますが、これは 5 の間違いです。申し訳ありませんが、ちょっと資料なのですが訂正をお願いしたいと思います。この工事負担金につきましては、先ほど説明しましたとおりソフト事業ではなくハード扱いということで変更しております。事業年度、事業費とも変更はありません。

体験交流施設整備事業ですが、25 年度には 2 億 4,726 万 7,000 円、26 年度には 2,600 万、総事業費 2 億 7,326 万 7,000 円として新規に掲載させていただいております。

以上が内容の説明となりますが、今回の一部変更につきましては北見赤十字病院改築工事の負担金で、「病院」という項目、それから体験交流施設整備事業で「集会施設」という項目が事業名として新たに追加されることとなりますから、知事との事前協議が必要となる案件になりました。先に道へ事前協議書を提出しております。協議が了

しているということについて昨日までに連絡が来ていることを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 29 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 30 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 30、議案第 30 号 平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 30 号 平成 25 年度一般会計補正予算（第 10 号）につきましてご説明申し上げます。

それでは各条項をご覧いただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出にそれぞれ 3 億 1,081 万 2,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 62 億 6,227 万 1,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で説明しました事業を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。なお、今回の

補正で経常的経費、投資的経費等の事業精査と事業完了によるものがありますので、極力説明は省略させていただき、主な補正内容について説明させていただきます。それでは歳出の主なものを説明いたしますので8ページ、9ページをお開きください。

総務費、減債基金積立金は公営住宅建設事業に係る起債償還金の据え置き分を積み立てていますが、平成24年度の借入額及び利息の確定により71万9,000円の減額補正をお願いするものです。

次の公共施設等整備基金積立金は、将来の公共施設整備のため4,837万5,000円の増額補正をお願いするものです。

下段の町有建物等維持管理経費、10ページから11ページをお開きください。17節公有財産購入費は旭町の旧営林署用地購入費用として63万5,000円の増額補正をお願いするものです。中段の地域振興基金積立金は、指定寄附金の一時積み立てと、今後の地域振興策の別途積み立てとして1億5,000万円の増額補正をお願いするものであります。

12ページから13ページをお開きください。ふるさと定住促進事業は、新築11件、中古住宅購入5件、改修工事29件の実績見込みにより384万円の減額補正をお願いするものであります。次のふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税3件分として57万円の増額補正をお願いするものです。次の体験交流施設整備事業は、新設工事に係る消費税等増税分として207万9,000円の増額補正をお願いするものです。

続いて民生費です。障害者総合支援事業経費は、障害者支援システムのバージョンアップの負担金が確定したことにより159万6,000円の減額補正をお願いするものです。

14ページ、15ページをお開きください。社会福祉管理経費19節、負担金補助及交付金は国の補正予算に伴い臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金のシステム改修費用として44万1,000円の増額補正、次の国民健康保険事業特別会計繰出金は、国保情報データシステムの購入費用として99万8,000円の増額補正をお願いするものであります。次の介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費の減により178万7,000円の減額補正をお願いするものであります。次の介護サービス事業特別会計繰出金は、特養施設管理経費の増により36万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、16 ページ、17 ページをお開きください。児童福祉事務経費は美幌発達支援センター施設通所者の増により 111 万 6,000 円の増額補正、次の児童手当等扶助費は額の確定により 1,391 万円の減額補正をお願いするものです。

次に、衛生費、18 ページから 19 ページをお開きください。一般家庭飲用水水質検査事業は 12 戸の実績、水道未給水地区整備事業は 1 戸の実施見込みにより、それぞれ 37 万 8,000 円、480 万円の減額補正をお願いするものです。次の下水道事業特別会計繰出金は、管渠等施設整備事業補助の減により 362 万円の減額補正をお願いするものです。

続きまして農林業費、20 ページから 21 ページをお開きください。下段の環境保全型農業直接支払交付金事業、19 節負担金補助及交付金は、事業の一部を他の補助事業に移行したことにより 144 万 1,000 円の減額補正をお願いするものです。

22 ページから 23 ページをお開きください。経営所得安定対策直接支払推進事業、農地集積協力金交付金事業は、経営転換する農業経営者に対する農地集積協力金として 2 件の増により 140 万円の増額補正をお願いするものであります。次の農山漁村活性化対策整備事業は、有限会社だいちが実施する TMR センターの整備及び収穫機械等の導入に対し 1 億 5,526 万円の増額補正をお願いするものであります。次の土地改良事業事務経費は、事業費の確定により 143 万 9,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次に 26 ページから 27 ページをお開きください。土木費です、道路除排雪経費は今後の委託路線の除排雪を見込み 646 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。下段の道路橋梁維持管理経費、電気料は、事業費精査により 69 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

28 ページから 29 ページをお開きください。中段の町営住宅整備事業、工事請負費は、事業費の確定により 489 万 3,000 円の減額補正をお願いするものです。

下段の消防費、事務組合負担金、30 ページから 31 ページをお開きください。津別消防費は団の訓練、演習出動費用弁償を主なものとして 141 万円の減額補正をお願いするものです。

次の教育費、義務教育振興事業経費、負担金、中体連・学校行事等は、活汲小中学校の全日本リコーダーコンテスト参加負担金として 41 万 2,000 円の増額補正をお願い

するものです。32 ページから 33 ページをお開きください。小学校施設管理経費、11 節需用費、燃料、暖房用は事業費精査により 50 万 1,000 円の増額補正をお願いするものです。次のスクールバス経費、11 節需用費、燃料、車両用は事業費精査により 230 万 6,000 円の減額補正。18 節備品購入費は、小型バス購入の事業費確定により 277 万 2,000 円の減額補正をお願いするものです。次の中学校施設管理経費 11 節需用費、燃料、暖房用は事業費精査により 22 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。

34 ページから 35 ページをお開きください。就学援助費、扶助費のクラブ活動費は、対象人数の増により 6 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。下段の社会体育事務経費、36 ページから 37 ページをお開きください。津別町文化・スポーツ競技大会派遣費は、トランポリン、ソフトテニス等の今後の全国大会派遣を見込み 38 万円の増額補正をお願いするものです。

それでは歳入にお戻りください。4 ページ、5 ページをお開き願います。国庫支出金、民生費国庫負担金の児童手当被用者分は額の確定により 1,042 万 4,000 円の減額補正、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金は、国の補正予算に伴うそれぞれの事業に係る事業費として 30 万 5,000 円、22 万円の増額補正をお願いするものです。

次の総務費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は職員住宅解体分として 142 万 8,000 円の増額、空き家等撤去促進事業分として 331 万 2,000 円の減額、ふるさと定住促進事業分として 41 万円の減額、総額 229 万 4,000 円の減額補正、農林業費国庫補助金、農山漁村活性化対策整備交付金は、有限会社だいちが事業主体として実施する事業に対する補助金として 1 億 5,526 万円の増額補正をお願いするものです。

次の土木費国庫補助金、地域の元気臨時交付金は国の平成 24 年度補正予算において創設されたものですが、当町においては平成 24 年度繰越明許費で事業実施の雪寒建設機械除雪ドーザーの導入事業について、当該交付金の対象となったことから 616 万円の増額補正、次の社会資本整備総合交付金は旭町団地買取事業等、各種住宅関連事業の事業費が確定し、その精査により 290 万 1,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の道支出金、民生費道負担金、児童手当被用者分は、額の確定により 174 万 4,000 円の減額補正。総務費道補助金、地域づくり総合交付金は、体験交流施設既存施設の



改修分として 1,600 万円の増額補正、民生費道補助金の地域づくり総合交付金は高齢者等の冬の生活支援事業、福祉灯油ですけれども、これの分として 50 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の農林業費道補助金、環境保全型農業直接支払交付金事業は、事業の一部を他の補助事業に移行したことによる事業費の減により 82 万 1,000 円の減額補正。次の経営所得安定対策直接支払事業は、経営転換する農業経営者に対する農地集積協力金交付金事業として 140 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の財産収入、特許権等運用収入は、北海道電子自治体共同運営協議会の著作権利用許諾契約に基づき 3,000 円の増額補正、次の物品売払収入、車両売払収入はショベルローダー、普通乗用車、軽四自動車の売り払いとして 194 万 2,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、6 ページから 7 ページをお開きください。寄附金、総務費寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金 3 件分、民生費寄附金は美都、軍司 信様から、教育費寄附金は北見市、影山勇治様。船橋津別青少年交流協会様からの指定寄付金としてそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

次の繰入金、基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金は、庁舎等維持管理経費、町営住宅整備事業、特定公共賃貸住宅建設整備事業、トレーニングセンター管理経費の充当事業の事業費確定により 512 万 4,000 円の増額補正、地域振興基金繰入金は、ふるさと定住促進事業及び青少年海外研修事業の事業費確定により 899 万円の増額補正、福祉基金繰入金は介護サービス事業の事業費精査及び老人福祉扶助費等の福祉灯油が地域づくり総合交付金の補助対象となったことから 58 万円の減額補正をお願いするものであります。土地開発基金は旭町の旧営林署用地購入費用として 63 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の諸収入、雑入、事故共済金は、公用車の事故共済金 4 件分として 64 万 2,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の町債、総務債の空き家等撤去促進事業 750 万円、環境基本計画等策定業務 280 万円、P C B 廃棄物処理事業 530 万円は、過疎債ソフト事業として。体験交流施設整備事業 9,500 万円、これは過疎債ハード事業として適債となったことからそれぞれ増

額補正をお願いするものであります。土木債の公営住宅建設事業は、旭町団地買取事業等各種住宅関連事業の事業費及び補助金が確定したことから 1,630 万円の減額補正をお願いするものです。教育債、スクールバス購入事業は、小型バス購入の事業費確定により 510 万円の減額補正、津別高校振興対策事業 800 万円、青少年海外研修事業 220 万円は、それぞれ適債となったことから増額補正をお願いするものです。

次の民生債、認定こども園整備事業は、認定こども園の実施設計、外構工事の設計及び地耐力調査が過疎債ハードの適債となったことから 2,550 万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは最初の各条項にお戻りください。第 1 条、第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりにするものであります。

第 2 条の第 2 表、地方債補正の追加は、歳入予算で説明しました空き家撤去促進事業 750 万円、環境基本計画等策定業務 280 万円、P C B 廃棄物処理業務 530 万円、体験交流施設整備事業 9,500 万円、津別高校振興対策事業 800 万円、青少年海外研修事業 220 万円、認定こども園整備事業 2,550 万円の 7 件を追加し、総限度額を 5 億 8,837 万 9,000 円とする補正をお願いするものです。

次の変更は、事業費の確定によりまして公営住宅建設事業の限度額を 1,630 万円、スクールバス購入事業の限度額を 510 万円それぞれ減額し、補正後の総限度額を 5 億 6,697 万 9,000 円とするものであります。

以上、説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会します。

明日は午前 10 時から再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 4 時 43 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員